

平成 2 3 年 第 3 回 定例会
(第 1 0 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成23年第3回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成23年 3月 4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成23年 3月18日 午前10時00分

閉会日時 平成23年 3月18日 午後 3時30分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学 校 教 育 課 長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	社 会 教 育 課 長	徳田 博一	○
行政経営推進室長	金 一 昇	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	選 管 局 長	林 伸行	○
住民生活課長	山口 善勝	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課主幹	伊藤 同	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
保健福祉課長	鶴田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
特 養 園 長	鈴木 悦郎	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤 泰広	○			
企画財政課財政主査	横山 智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	石川 篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 白馬 康進 7番 藤原 英男
2			諸般の報告	
3			行政報告並びに提案理由の説明	
4	議案	23	平成23年度津別町一般会計予算について	
5	〃	24	平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	
6	〃	25	平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
7	〃	26	平成23年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
8	〃	27	平成23年度津別町介護サービス事業特別会計予算について	
9	〃	28	平成23年度津別町下水道事業特別会計予算について	
10	〃	29	平成23年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
11	〃	30	平成23年度津別町上水道事業会計予算について	
12	〃	31	財産の取得について（町営住宅）	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	推薦	1	農業委員会委員の推薦について	
14	発議	1	閉会中の継続調査（審査）について （各常任委員会）	
15	〃	2	閉会中の継続調査（審査）について （議会運営委員会）	
16	〃	3	懸案事項促進のための議員の派遣について	
17	意見書案	1	平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書について	
18	〃	2	地域医療存続のための医師確保に関する意見書について	
19	〃	3	「子ども・子育て新システム」に関する意見書について	
20	報告	5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
21	〃	6	例月出納検査の報告について（平成22年度1月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

6 番 白 馬 康 進 君 7 番 藤 原 英 男 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程についてお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

第 2 回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 3 回報告書のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、第 1 回目お手元に配付している説明員の出席に関する報告のとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。議長に発言のお許しをいただきましたので、16日以降の行政報告並びに17日に追加送付させていただきました議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、まことに残念な報告ではありますが、去る3月15日、勲六等瑞宝章、津別町消防功労者、津別町産業開発功労者、大矢根始様をご逝去されました。故人は、酪農業の傍ら津別町農業協同組合の理事等多くの要職を長く務められ、津別町農業の発展に多くの功績を残されるとともに、消防団員として、また副分団長として各種災害の未然防止及び被害の軽減に多大な貢献をされました。生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、東日本大震災に対する対応ですが、北海道より救援物資の輸送について自衛隊の協力を得ることができる旨の連絡が来たことから、指定されている自衛隊美幌駐屯地に運ぶ支援物資の調達を行ったところであります。支援物資は、防災用に備蓄している毛布・懐中電灯、衛生用品として備蓄のマスク・消毒液、さらに町内業者からの購入物資としてアメ、おむつ、ブルーシート等を本日の午前中までに整え、これらを指定された日に美幌駐屯地へ搬入する予定であります。そのほか、仮設住宅の設置用地の提供や被災者の受け入れについても町営住宅等の提供の用意がある旨、関係機関に伝えたところであります。なお、義援金につきましては、全道町村会の対応や近隣町村の動向を確認しながら、適時に対応していく考えであります。

引き続き、追加送付いたしました付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第31号「財産の取得について（町営住宅）」は、平成22年9月臨時会で議決いただき締結いたしました平成22年度から平成23年度までの継続事業であります町営住宅まちなか団地（I工区）買取事業に関する協定に基づき、平成22年度完成分の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条

の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 23 号 平成 23 年度津別町一般会計予算についてを議題とします。

昨日に引き続き、山内議員の質問に対し理事者の答弁を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（山口善勝君） 昨日の山内議員のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、焼却炉煙突保全工事でございますけれども、これは煙突に損傷しているものではなく、従来の煙突の開口部をふさいで飛散を防ぐという意味で、ダイオキシン等については、その年度に調査して問題のない数値でございますけれども、風等が吹いたときに煙突から出る恐れがあるので、すべての開口部をふさぐという工事でございますので、その辺誤解のないようよろしくお願いいたしますと思います。

それと、今後の対応でございますけれども、平成 22 年 3 月末をもって休止している焼却施設の今後でございますけれども、施設の廃止手続きを行い解体工事を行うのが一般的な流れとなっておりますけれども、この施設の解体に伴う工事費について私どもで概算積算したところ 1 億 1,000 万程度かかるような感じでございます。この 1 億 1,000 万に対する財源等については、今の段階では補助事業等、交付金もない状態でございます。ただ一つこの施設を解体し、これに伴う環境施設をつくった場合に限り上限 1,000 万まで補助できるという制度がございますけれども、それにしても 1 億円程度一般財源から出さなければならないという状況にありまして、今すぐその施設をすべて解体するというような形にならない事情があるところでございます。今のままで今言った開口部だとか、あと焼却炉の施設だとか、すべて外部に影響のないような

形で当面は今のままの形を維持していきたいと。ただし、あそこに従来どおり可燃ごみの受け入れ施設がございますので、それだけはそのまま存続しながら、あとの施設については、全部施錠して影響のないような形にしていきたいというふうに考えながら、あの施設をこれからどう活用していくかということについても含めて検討調査していきたいというふうに考えております。

ちなみに、うちと同じ施設については、西興部がダイオキシンの行政指導を受けたときにすぐに解体しておりますけれども、あと、近隣というか釧路管内でございますけれども浜中町も同じ施設を持っておりますけれども、ここもまだそういうふうに多額のお金がかかるということでそのままにしているというような実態でございます。

可燃ごみ等の広域をしている大空町については、本年度、23年度解体をするということで、ここは1基でございますので、お金も3,500万程度というふうに聞いております。これも一般財源でやるというふうに聞いております。

以上について、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） おはようございます。山内議員からご質問のありました私のほうから2点説明をさせていただきます。

まず1点目、ページで言いますと212ページ、農業総務費の中に今回記載はございませんけれども、達美試験畑の管理経費の関係で以降どういう活用を図るかという内容かというふうに思ひます。これまでの経過につきましては、山内議員も十分承知されているかというふうに思ひます。現状の使用目的、これ以降について説明を申し上げます。2か所に分かれておりまして、現状のペレット工場の横に約1ヘクタール、それからケアハウスの裏のほうに0.9ヘクタールございます。ペレット工場の横につきましては、その一部を工場用地として使用したいというふうに考えております。使用目的としましては、原木置き場、それから今現在製品の保管庫というのを丸玉さんの倉庫を借りているという状況にありまして、運搬も日々運搬しなきゃならないということで、施設内になるのがベストだということで、その建設に向けて、これにつきましては、いつつくるといふことはまだ決まていませんけれども、そういったものに一部を利用したいというふうに考えております。それ以降のケアハウスの裏と残る

一部、それからサクラを植えていたところがあるのですけれども、もうサクラはほとんど撤去しました。そこらを含めて、面積的には約2町から2町5反ぐらいになるのではないかと。測量しておりませんので、それぐらいの面積になるかなというふうに思っています。それらの今後の使用についてなのでありますけれども、町内にそういうまとまった町有地というのが限られおります。そこが一番広いのかなというふうに考えておまして、今後それ以降の利用については、産業課ということですのでということではないのですけれども、全体として考えれば総合計画等の推進の中で、随時必要なものに利用していくような検討が必要かなというふうに考えているところです。

次に、218 ページの土地改良事業の事務経費の中の水土里ネットのシステムの利用GISの関係でございます。使用内容はということでありまして、これにつきましては水土里ネットという表現をしております、正式に言いますと北海道土地改良事業団体連合会という名称が正式でありますけれども、そこにおきまして国の補助金を活用しまして航空写真を、これは全道なのですけれども、全道の地域の航空写真を津別の場合は平成21年に撮影をしております。当時は21年からこういうシステムを進めようと思っていたのですけれども、御存じのとおり地籍図の数値化が平成19年から21年の3か年で数値化が完了いたしました。その地籍の数値化をその航空写真にかぶせて、その水土里ネットのほうでは農業関係の例えば所有者、もちろん所有者、それから面積、地籍関係、それから作物履歴、それから土地改良の履歴とか、そういうものに活用できるシステムをつくっております。そのシステムを利用させていただくのに、今回同じ科目の中に負担金として15万円、それから農業委員会のほうの農業委員事務経費のほうに5万円、年間20万円でそのシステムを利用させていただくということで負担金を計上させていただいているところです。そのシステムを利用するにあたって、今申し上げた農地関係の情報につきましては22年度で入力したものですから、土地連で細かい地籍までは入れる余裕がないということで、最終的にはこちらで入れなきゃならないこととなりますけれども、それ以降、農業振興地域、農振の見直しですとか、今国営事業を進めておまして、そういったものに活用するためには、これとは別なソフトが必要だということで、そのソフトと単独のパソコン、それ用に使うパソコン、個人のパソコンに入れますとかなり容量が多くなるものですからパソコンと

プログラムを今回購入をしたいということで48万8,000円の予算計上とさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） 昨日山内議員のほうからご質問がございました228ページの備品購入費の関係でございます。車載型衛星携帯電話についてでございますけれども、これの車に載せてどういう使い方をするのだというようなご質問であったかというふうに思います。これにつきましては、現在町有林の公用車のほうに消防用の無線、それと防災無線2機搭載をしております。その内、消防用の無線につきましては、若干経過をご説明いたしますけれども、昭和63年に双葉の望楼監視所の運営が廃止になりまして、そのときに町、それから当時の林務署、それと営林署が連携をとって町内の山火事予防業務の巡視体制を確立しようということで話がまとまってございます。それに伴いまして、林野火災の予防業務用としまして先に申しました三者が費用負担をするような形で携帯型の無線機を購入しまして、それを役場と公用車それぞれに搭載しております。この無線につきましては、電波は消防無線の電波を使用させていただいております。現在まで使ってきておりますけれども、この消防無線につきましては、一般の救急、あるいは火災等の情報もすべて入ってくる、そういうような状況の中で、現在の個人情報等の関係もありまして、これを継続して使うということはちょっとまずいなというような考え方も持っております。当時は、これにかわる通信手段というものがなかったということが現状でありますので、こういった通信方法を使って業務を行ってきたところでもありますけれども、現在は衛星携帯電話が普及をしてきてございます。先の東北地震の報道にもありますけれども、やはりすべての通信手段が閉ざされた場合でも、衛星携帯電話をその被災地の避難所のほうに設置をして唯一それが通信手段として活用されると、そういうような状況もございまして、町有林については主にももちろん山間部ですから、仮に消防無線、あるいは防災無線であったとしても届かないところがあります。この今回新年度で要求しようとしております衛星携帯については、消防署のほうで既に救急車等に搭載をしているものです。消防署のほうから資料をいただきまして、その購入にあたっては電波の通信

状況等について消防でも町内全域で試験を行っております。町有林がある位置につきましてはおおむね主要な道路においては、通信が可能というようなデータになっております。もちろん町有林ですから山の中に入って行くわけですが、四方が切り立った崖に囲まれていたり、あるいは頭上まで木が覆いかぶさっているような所は、さすがに衛星携帯であっても通信が不可能なところもありますけれども、主に南あるいは南東の方角に向けて空が開けている所については、この衛星携帯については通話が可能というふうな資料となっております。現在町のほうには、総務課のほうで1台衛星携帯を所有しております。これについては車載型ではなくて、持ち運びはできるのですが、場所を設定してアンテナをその方角に向けて使うというようなことで、仮に山火事等の災害が起きた場合には、それと連携をとりながら、この車載型の衛星携帯を使って機動的に連絡、連携がとれると。それと、現在職員数も減ってきております。町有林の管理業務については、一人で山の中に入っていくということもたくさんあるわけですし、万が一の連絡手段ということも含めて車載型の携帯電話を購入したいというふうに考えております。

それと、もう1点です。244から246ページになりますけれども、町有林の施業に関してのご質問があったかと思っております。これについては、昨年の3月議会でもご議論をいただいているところかというふうに思いますが、町有林の施業につきましては、従来から直営という形で行ってきております。平成17年度から直営の見直しということが始まりまして、業務について町内の事業体に業務を担っていただいているという経過であります。昨年の議会でもご質問等がありましたけれども、これについて昨年からは町有林の施業について、ほとんどの部分を委託をしようという形で提案をさせていただいているところであります。実際に昨年からはこの業務について委託をさせていただいておりますけれども、林業協同組合の関係の方々からは、昨年ずっと仕事をさせていただきまして、我々も年間の仕事量というものをあらかじめ林協のほうにお示しをすることができるということから、加盟している事業者の方々も年間の仕事の予定が非常に立てやすいと。ほかの道有林、あるいは国有林、あるいは民有林、私有林の仕事の受注に関しても計画的に仕事の受注を受けることができるということで、大変助かっていますというような話もいただいているところであります。皆様御承知のとおり

り先のご質問でもありましたけれども、現在町のほうで町有林施業を担当しています職員につきましては、昨年採用された職員でございますので経験が浅いというふうに言われればそのとおりであります。そのことから、今後の町有林管理に対して心配をお掛けしているというふうに理解をしておりますけれども、経験の少ない分、今担当している職員については専門的な知識は持っておりますので、経験の少ない分については、先ほど申しましたとおり山のプロであります津別地区林業協同組合に付属しております事業体の皆様に業務を委託するということで補えるかなというふうに思っております。1人で町有林の施業を担当賄えるのかというようなお話もあったかと思えますけれども、現在私どものほうでは決して1人にこの仕事を任せようというふうには思っておりません。現在町有林の担当は3名職員おります。日頃から町有林の管理に関しましては、全員で相談をしながら業務も行っておりますし、場合によっては理事者のほうにも相談をしながら管理業務を行っているところであります。

また、生産材として効率的な材の生産についてはというようなこともございましたけれども、これにつきましては、町の町有林の施業計画に細かく事業計画が定められておりますので、それに沿って業務を行っていきたいというふうに考えておりますし、先ほども申しましたけれども、山の施業というものは、木も生き物でありますから適正な業務の管理能力を有しております林業にかかわる事業者の方々にゆだねるということも大きな一つの有効な方法かなというふうに思っておりますので、例えば昨年保育事業なんかでも地ごしらえ、それから植林、下刈り等については林協内で仕事を委託しておりますけれども、一つの事業体が責任を持って一連の作業を行うというふうに林協のほうで指導していただいております。目標としましては、例えば植林の活着率についても、最低95%以上を目指しなさいというような形で指導をしていただいているところであります。そういうようなことで、ただし現場によっては、いろんな条件があります。ですから、その仕事の仕上がりぐあい等にばらつきがあることも、これは事実であります。ただ、町有林につきましては、先ほども申しましたとおり我々職員の数も減ってきている、経験も浅いというようなこともあって心配をかけますけれども、やはり町民共有の財産でありますから、これは大事に守り育てていきたいという認識は十分に持っておりますし、この認識を共有していただいて林業関係者の

方々にも作業をしていただくという、そのために十分な意思疎通を図りながら、なるべく仕事の完成度というものも高いレベルで統一できるように、これからも我々も相談をさせていただき、また、林業関係者の方々からもいろいろなアドバイスをいただきながら施業について行っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） お答えをいただいた200ページのごみ焼却炉の関係ですけれども、説明では難しいのは当然わかりますけれども、1億1,000万ぐらい解体するとすればかかるというお答えがあったのですけれども、いわゆるこれは必ず解体しなければならない。いつまでも放置しておくわけにはいかないということは認識されていると思いますけれども、これから財源について非常に町としても厳しくなることは避けられないのではないかとという中で、やはりこれをまた再利用するのであれば別な話ですけれども、この解体について、ある一定の解体の時期含めて検討すべきでないかなと、そういうふうに思います。というのは、放置してきのうの説明では開口部をふさぐという説明はなかったような、ちょっと穴が開いたというような、ちょっとそういうように聞いたのですけれども、今後ですけれども、いつまでも置いたら当然そういう破損してお金がかかることにもなりかねないというふうにも思っていますし、先ほど申したとおり、ある程度早い時期に解決すべきでないかと、そういうふうに思いますので再度お聞きしたいと思います。

212ページの達美の試験畑の関係でございますが、説明があったのですけれども、いわゆるケアハウスあり、付近に住宅地がありますので、活用の方法はいろいろ検討するというふうになってますけれども、いわゆる当然草も生えるだろうし、そのまま放置していくと環境も悪いし、付近に及ぼす影響が出るのではないかとということで、その対策についてどういうふうに考えているのか再度お伺いをしたいと思います。

218ページについてはわかりました。

それから、244ページから246ページかけて町有林の管理の関係ですけれども、昨年私質問をさせていただいておりますが、長年やって山を熟知した職員が一応やめられたということで、昨年採用の技術屋1人で非常に心配だと。ということは、町有林

はある程度管理上隅々まで範囲を知らなければ非常に隣接しているところの問題とかいろいろな問題が出るのではないかと思います。特に間伐事業含めて、この技術職がこの事業の管理をきちっとできているのかどうかというところが問題ではないかなというふうに思います。なぜかという、業者に一体的に任せるものは任せるということで、林協とも相談されているようなのですけれども、この3人体制含めて専門の技術屋が1人、間伐の状況、それから間伐した後の状況だとか、そういうものをきちっと把握しているのかどうか再度お聞きしたい。ということは、昨年私も所管の委員会でもありましたので、山のほう訪ねて何回か見たわけですけれども、私素人なのですけれども、ちょっとずさんなところがあるところも見受けられたと、そういうふうに思います。かつ、昨年恩根の基幹作業道、委員会でも見に行ったわけですけれども、あそこの支障木大分伐採をしているところです。その伐採した材料がどうなっているかわかりませんが、業者の責任で出すことになるのか、町の責任で出すことになるのかかわかりませんが、そのあたりも踏まえて再度お聞きをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山口善勝君） 煙突の損傷でございますけれども、これについては平成18年度に多額のお金をかけまして煙突取替工事をやっておりますので、今使っておりませんので当面損傷するだとか、そういうことは今のところ考えられないというふうに考えております。それから、再利用でございますけれども、倉庫だとかあいうものは再利用できますけれども、焼却炉については再利用はできない。あと横にあるガス冷却機は、側が建て屋で回してありますので建て屋は使える、中のものは使えないというような形でございます。それと、今山内議員のご指摘のとおり使わなければ早く壊すのがというふうに言われましたことについては十分わかってはいるのですが、何せ多額なお金ということでございますので、今後財政のほうとも協議しながらいろいろそういう補助事業の手段だとか、そういうものも探りながら適宜解体していく計画を立てていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 達美試験畑の関係です。山内議員おっしゃるとおり周り

住宅もあります。もちろんケアハウスの隣でもありますので、そういう環境面については十分注意しなければならないというふうに考えておりますが、草の処理というふうな形でありましたけれども、当然それら状況を見ながら適切に管理をしていかなければならないというふうに考えております。さらには、先ほども申し上げましたけれども、総合計画の絡みもありましてどういう利用用途があるのかということも、ここ検討していかなければならないというふうに考えております。昨年決算委員会のところで山内議員のほうから同種の質問がありまして、町民の自家菜園はどうかというような話もございました。一つの利用方法としては確かにそういうことも考えられるというふうに思いますけれども、先ほど言ったように総合計画の利用等含めて、そこが将来ともずっとあくよということになれば、そういったことも検討していく材料ではあるかなというふうに判断しておりますので、維持管理については適切に管理をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） ただいまのご質問でございます。確かに町有林隅々まで十分把握しているのかと言われれば、そうではない部分も確かにあるかと思えます。ただ、それにつきましてはやはり我々今担当している職員としましては、与えられた環境の中でやはり精一杯仕事をしていく以外にないわけでございます。それを少しでも補うために、いろんな方々のお力をお借りしながら施業を進めていくという考え方でございます。

それと、もう1点は、境界等について確かに施行の作業等について隣接地との境界の部分について確認作業というのは大事になってきますけれども、それにつきましては従来からもそういった現場について、もし不明瞭な部分については、それぞれの持ち主の方々と現場で確認をさせていただくというようなことも行っておりますし、新年度におきまして衛星通信を使いました測量機器等の導入も予算を計上させていただいております。そういった機器も十分に使いながら、なるべくトラブルのないような形で施業を行っていきたいというふうに考えております。また、恩根基幹道の支障木につきましては、これは現在運材を終了しております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 焼却炉の件につきまして、これはわかりました。十分検討して早い時期に解決の方法を出していただきたいなと思います。

達美の試験畑については、適切な管理を含めてぜひやっていただきたい。

最後の町有林の関係ですけれども、当然町有林の管理は貴重な財産を管理するのは当たり前な話で、私が申しているのは間伐事業だとか、そういう事業の状況について職員がきちっと、どういう担当になっているのかわかりませんが、その事業の実施状況だとか、後だとか、そういうきちっと事業者がやっているのかどうかといういわゆる管理の方法、それについて伺ったわけです。課長が行っているのか、主幹が行っているのかわかりませんが、これあたりきちっとやらなければ事業者に甘く見られるというのか、そういうことになりかねないのではないかとということで懸念されるものですから、それあたり、いわゆる貴重な山を傷つけないような形で進められるのが町の責任ではないかなと、そういうふうに思います。当然この事業をやりますとある一定の金額になりますと、会計課長が現地を見るのではないかなと思うのですが、支払いの前にそういう行為がされたのかどうか、ちょっと会計課長にもしあればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 町有林の施業関係で、今山内議員のほうからいろいろ意見と申しますかありました。先ほど主幹のほうからも申しあげました基本的というのか、そのとおりでありまして、検定の関係もちよと言われましたけれども、私も現場に行って検定もしておりますし、もちろん主幹も行っております。後ほど会計課長のほうからも話があるかと思っておりますけれども、私と会計課長と一緒に現地を確認しております。確かに昔の施業の部分と今これから、例えば22年の実績と比較をされて同等にやれという部分は、これ山内議員も当然御承知かと思っておりますけれども、全く人が変わって同じようにというのは非常に厳しいものがあるというふうに思います。今一生懸命主幹のほうも話しましたがけれどもやっておりますので、またこれ進める中でご指摘があれば随時いただいて、改善すべきところは改善していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 会計管理者。

○会計管理者（酒井 操君） ただいまご質問ありました検定でございますけれども、私の立場といたしましては立会という形での随行でございますので、現場についての実施状況について総体的に見ての検定立会という形で進めさせていただいています。今お話のように隅々までの調査等については、これについては実施してございません。それから、今深田課長のほうからも答弁ありましたように検定につきましては、全件発注部分についての立会ということではございませんので、案内いただいた部分の立会ということで実施してございますので、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもちょっとお話させていただきたいと思います。きのうもいろんなご質問等ございまして、白馬議員さんからスキーのまちの宣言ございました。これは、特にゴルフ場問題の地権者どうするかというのが課題だったのですけれども、そういう宿題の一つですというのが一つ整理したわけですけれども、きのうのお話の中でもミレニアムの森も宿題の一つですし、それから風力発電もそうです。風力発電は今回の予算で一定の決着を見れるのかなというふうに思っていますけれども、そして今回お話がありました焼却炉、そして試験畑等々のお話、これらもすべて宿題として残っているわけですけれども、この焼却炉の部分については、できるだけ早くというのはどの辺かということになると、いわゆる中期財政計画の中にこの相当数の1億1,000万というお金はこれは載せていません。ですからその後の話になってくるといふふうに考えています。このお金の対応するお金が、実は大空の町長ともいろいろ話した経過もあるのですけれども、たまたま22年度から過疎対策でソフト事業が入ってきたものですから、これに何とか組み入れられないのかなということもあって、大空で申請もしたのですが、やはり該当にならなかったということもあるのですけれども、今後こういう施設が町営、あるいは村営等々で全国あちこちに相当数あります。これはこれから各党の毎年要望事項各自治体から聞く機会がありますので、こういったことも何とか措置できないかということもこれからも全額町費で出すというのは非常にきついものがありますので、またそういう中でも要望していこうかなとい

うふうに考えているところです。

試験畑は、前のこども園も含めて、もしかするといろいろ考えてそこになるのかもしれないので、ある程度の町の土地というのはしっかり面積は確保しておかなくちゃいけないのかなという部分もありますので、それにするということではありませんけれども、手持ちの土地は持っておきたいなというふうに思っています。

それから、町有林の部分、今長くやってこられた方のいろいろ中間で面倒見ていただきまして、新しく採用した道職員にもさまざま知識を預けてもらって今頑張っているところですが、将来的にやっぱり一次産業の町ですので、森林のほうもそれなりの対応をしていかななくちゃいけないのかなというふうに私も考えております。今3人で対応しておりますけれども、3人のうち残り2人は、いろんなところを異動して今いる人ですし、また異動の可能性もあります。専門の人として採用したのは1人という状況になっていますので、できることなら私の任期中あたりに一緒にやれるような専門の知識を持った方、そういう林科だとか、そういうものを含めて今採用して頑張っている者と一緒にできるような体制も考えていかなければならないのかなというふうに、将来を見越したものになりますけれども、そんなことも私の頭の中に想定していますので、今後山の方はしっかり守っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 何点かについて、かいつまんで質問したいというふうに思います。

まず、畜産業費のヘルパーの関係、224ページですけれども、近年酪農の新規就農、新規就農といえばほとんど酪農というふうな形で受け止めていますけれども、これ町の補助40万で、多分農協、受益者含めて3分の1程度ぐらいずつの負担かなというふうに思うのですが、労働過重を含めてこのような予算でうまく機能しているのかどうか伺いたいと思います。

次に、234ページ、負担金の関係で、全国森林環境促進連盟、これ額は2万でずっと過去計上していますけれども、執行もしていますけれども、国も上げて都道府県、市

町村すべて財政逼迫の折でございます。それで、私としてはもう全然見込みがないのではないのかなというふうに思いますけれども、これも全道的なおつき合い等もあるというふうに思うのですけれども、中身を十分検証して判断をそろそろすべきではないのかなというふうに思っていますので、この点の見解や事業の中身としても、これ全体的に議案は送付されてきていると思いますけれども、何をやっているのかちょっと伺いたいというふうに思います。

次に、239 ページ、林業構造改善費ですけれども、これは予算の問題でなくて、構造改善事業のハード事業もしばらくお休みという形で、補助事業は全然やっていないという形で、これは補助事業のための予算科目というふうに私は受け止めているのですけれども、通常管理であれば、この目を廃目をして、ほかの適正費目に振り分けるのが妥当でないかなというふうに思います。過去にも、農トレ費や何かについても今は体育施設費だとかそちらのほうに移していますけれども、そろそろいいのではないかなというふうな形で思っていますので考えを聞きたいと思います。

それと、予算概要版だったと思いますけれども 14 ページの真ん中辺に森林情報整備事業、我々には聞き慣れないGISだとか、GPSだとか、測量システムだとかいろいろちょっと書いてますけれども、これは具体的にどんなふうなことをするのか、さらにこれは山管理にプラスになるとすれば、どんなふうなメリットだとか効用があるのか、この辺についてお聞きをいたしたい。

最後になりますけれども、町有林管理の関係でございます。町長からもいろいろ最後のほうで重要な見解等も聞きましたので、その辺はなるべく避けたいというふうには思いますけれども、やはり愛林のまちで長年30年、50年かかって山をつくってきたというふうな形で、これから毎年材を売って貴重な財源が調達できるというふうな段階です。それで、やはり我々の目から見ると、やっぱり山専門の人がやはり津別の場合はどうしても必要ではないかなというふうな感じがします。それで、そのような問題を含めて十分検討されて、山管理が少しでもよくなって町民が心配しないような形の中で、ぜひともこの辺はお願いをしておきたい。我々は我々なりにいろいろ検証もさせてもらいたいというふうにも思っております。この点については、町長の前向きな話もありましたので、この辺に終わらせてもらいます。

それとあと、愛林のまちの関係でもう一つは、愛林のまち宣言から30年弱ぐらいになったと思いますけれども、町の山の財産、町有林の専用計画では約28億というふうな形で書いてますけれども、これについても町民が愛林のまち、山のまちと言っても全くどの程度の資産価値なり財産価値があるのか全くわからないというふうな話があります。それで、予算のいろんな資料がありますけれども、「津別町のしごと」だとかそういうふうなものもありますけれども、何らかの資料なり何なりを通じて町民がわかるような形をつくったほうがいいのではないかなというふうに。それとあわせて、毎年の町有林の売り上げ、額についても一緒に掲載をするほうが町民がより山にいろいろ愛着や町民のために役に立っているのだなというふうなことがわかるのではないかなというふうに思いますけれども、その点についても一応お話をして質問は終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 私のほうから1点、224ページの酪農ヘルパーの負担金の関係でございます。酪農ヘルパーの概要を若干申し上げますと今専従のヘルパーさんが2名いらっしゃいます。この2名の方は、いずれも津別出身ではなくて、道外の方で、津別のほうに住所を移しているということで、雇用の拡大にもなっているということにはなるかなというふうに思います。利用料金なのですけれども、酪農の搾乳なので朝晩ということで1回1万2,000円という形になります。どちらか1回ということもあり得るのですけれども、それは半額の6,000円ということになっております。ちなみに、平成21年の利用実績でいいますと、これは出役回数ですけれども1,181回という形になります。平成22年、まだ完了はしておりませんが、これも約1,100回ほどの実績になっております。町のほうの負担につきましては、40万円ということで3年間、19年からだと思いますけれども実施しております。過去は平成10年までの資料しか手持ちありませんけれども、平成10年から14年まで240万の補助をしております。その後15年に200万、16年に180万、17年120万、平成18年に80万というふうに落ちてきております。これ40万円になった経過と申しますと自主自立の関係で、農業関係でいいますと各生産団体の補助金というのは、酪農ヘルパー組合が今町が補助している団体としては唯一残っているところであります。これにつきましても、

自主自立の中では縮減廃止という方向が出されたわけですがけれども、担当のほう、それから組合のほうからも強い要望をいたしまして、なくさないでほしいとか、助成を続けてほしいということで今 40 万円という形になっております。この 40 万円の根拠なのですが、ヘルパー組合の年間の事業費、これ 21 年の決算でございますけれども、決算で 1,280 万ほどの事業決算になっております。農家の方の利用負担金、先ほど申し上げました件数で 785 万ほどの利用料になっております。それから国の補助事業も一部ありまして国から約 150 万ほどの補助金をいただいております。町のほうからの 40 万の助成金、農協につきましては現状 240 万円の助成をしております。町につきましては、この 40 万円の根拠といたしましては、車両費に対してのおおむね 2 分の 1 を助成したいという考えを持っていて、決算書でいいますと車両費で 110 万ほどかかっています。自動車税、それから保険等、燃料代含め、それから車が古くなっていきますので、更新準備金ということで、毎年 10 万ずつ積み立てをしているようでありますので、それらに含めてそれらのおおむね 2 分の 1 程度という形で考えておいて、そのほか人件費等かかりますが、人件費等について町の補助を充てるのは適当ではないのではないかということで、以前は組合の拡大も含めて 240 万という多額の補助をしていた経過がありますけれども、ただこれを増やすかどうかというよりも継続をしていきたいというふうには考えておりますので、組合のほうから再度要望があれば、また協議は必要かなというふうに思いますけれども、廃止ではなくて継続していきたいと担当のほうとしては考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） ただいまご質問のありましたまず 1 点目ですがけれども、愛林のまちに関連して町の山の財産の状況について広報してはどうかというお話でございます。毎年町のほうからも出しております広報、あるいは「津別の町のしごと」といったような広報媒体がございますけれども、そういったものにどのような内容で掲載すれば町民の方々に広く理解をしていただけるか検討してみたいというふうに思っております。

次の 234 ページの全国森林環境税創設促進連盟の関係でございます。役割は終わっ

たのではないかというようにお話でございましたけれども、これにつきましては現在主な活動といたしましては、国会に対する陳情というような形で、その趣旨につきましては議員もご案内のとおりかというふうに思っております。この促進連盟につきましては現在山梨県の早川町の町長さんが会長ということでなっております。全国で575市町村が加盟しております。道内については65市町村ということで、オホーツク振興地域管内においては、ほとんどの市町村が加盟していると、そういうような状況でございます。この事務局については町村会が担っておりますし、あわせてこの全国森林環境税創設促進議員連盟というものもございまして、この連盟の中には我が津別町議会も加盟もしていると、そういうような状況でございます。22年度の部分につきましても意見書等の提出もございまして、京都議定書の目標の25%削減に向けてこの対策は急務であると。山を守っている市町村に対しての財政的な恒久的、安定的な財源は不足をしているという状況から、こういった制度を強く要望するものであると、そういうような要望書が出されているところであります。総務省等とのやりとり中の記録もございまして、やはりこの部分についてなお一層の要望をしていくことが必要ではないのか、そういったような経過と申しますか、そういうような記録もございまして、今しばらくほかの町村会との兼ね合いもございまして、そういう状況であるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、林業構造改善費の関係でございますが、これにつきましては、次年度の予算編成に向けて財政のほうとも協議をさせていただきたいというふうに思います。

それと町有林の施業の関係につきましては、先ほどの話、町長からもお話をさせていただきました。いろいろご心配をかけていることと思っておりますけれども、なるべく大事な財産ですから、これは何度も申し上げますけれども我々も同じ認識で仕事しております。そうは言いながらも、昔と同じような施業ができるのかと言われれば、これについては人員も減ってきております。使える財源も少なくなっているというような状況の中で、まして林業の技術も進化をしてきております。そういった部分の中で、効率的に施業をしながら大事な財産を守っていくということは当然のことです。ですから、そういう認識の中で仕事をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） ほとんどすべてのことには答弁でわかりました。公有林費の関係については、主幹も言いましたようにやはり大事なあれだし、やっぱり自分の個人で持っている財産のようなつもりで大事に町民から持っていてよかったなというふうに感謝されるような、そういうふうな意欲は十分買いますけれども、職員も人事異動その他で慣れた頃にかわるというふうな問題もありますので、町長言われた部分も我々わかりますので、十分咀嚼をしてお願いしたいというふうに思います。

終わります。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） 申し訳ありません。1点答弁漏れがございました。申し訳ありません。森林情報システムの関係でございます。横文字を使って大変申し訳ありませんがGISシステムということで、これにつきましては、現状をちょっとお話させていただきたいと思いますが、山を持っている方々からいろんな相談をされるわけです。例えば、施業ですとか、間伐ですとかの相談されるときに、林小班の番号と地番と持ち主がいるわけですがけれども、全部の条件をそろえて相談に来られる方というのはごく稀なのです。例えば林小班の番号と地番が違うとか、もともとの持ち主が複数にわたっているとか、そういうようなことがあって非常にその情報を整理するのに時間がかかっています。窓口で相談に来られても20分、30分というのは普通にかかってしまうような状況でして、そういったことを少し改善をしていきたいために情報を統合して活用していきたい。そのためには、地籍情報ですとか、先ほど課長のほうで説明しました航空写真ですとか、あるいは森林の情報ですとか、そういったものを一元的に活用して町民の方々のニーズに応じていきたい。それと、先ほど言いました地図情報システムを使って境界の確認ですとか、あるいは未立木地の確認ですとか、そういったことにも使えますので、効率的な運用を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 簡単にお話しします。町有林の人の問題については、先ほど山内議員さんにもお話したとおり考えていきたいというふうに思います。

1点、全国森林環境税創設促進連盟、これ今主幹のほうから全国で575町村ということで加盟しておりますけれども、これは津別も含めてこの管内もほとんど入っておりますけれども、山間の町としてどうしてもこれは設置して制度化してほしいということで、あきらめずに毎年しつこく陳情しているというのが現実でして、ただ産業界のほうはちょっと難色を示しているというのはあるのですけれども、これは引き続いて森林を守っていくためには、この税が必要なのだということで行動を起こしていますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、関連する部分で、たまたま今議員おっしゃった234ページにこれ環境税の負担金が載ってますけれども、同じ負担金の項目で少し上のほうに市町村林野振興対策協議会というのがあるのですけれども、これは全国組織もあるのですけれども、ダブっている部分が随分あるということで、23年度中にこの組織は廃止になる予定になっておりますので申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 第4款衛生費から第5款労働費、第6款農林業費、第7款商工費までの質疑を中断します。

暫時休憩をします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時 15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、第8款土木費から第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費まで、ページ数は259ページの中段から398ページまでの質疑を許します。

ありますか。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 2点について、教育費のほうでお尋ねしたいと思います。

310ページの小学校費の就学援助と322の中学校の就学援助についてまとめてお願いしたいのですが、昨年私9月議会でPTA会費や部活動費、生徒会費など新たに準要保護世帯に就学援助の中身、内容が拡大されたけれども、そのとき教育長は来年度から実施したいというふうにご答弁されましたが、今年度の予算に予算化されているのかどうかをお尋ねします。去年やらおとしのやら見ても、対象人数とかいろんな中でぐちゃぐちゃになっているので単純に金額で比較できませんでしたので、入っているのならいいのですが、項目を見るとどこかに入っているのかわからないものですから、ぜひ入っているかどうか予算化されたのかどうかお知らせください。

それから、342ページの放課後児童クラブの経費なのですが、かなりの額が減額されています。これはどこが減額されたのかというと臨時職員の給料なのですが、臨時職員の方ですから働いた時間とか予定時間というので組まれていると思うのですが、近年官製ワーキングプアというのが問題になってきております。あまりにも安過ぎるのは改善すべきでないかというふうに思うのですが、そのあたりのお考えについて聞かせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（房田敏彦君） それでは、私のほうからただいま質問のありました就学援助費の関係についてお答えをしたいと思います。

議員承知のとおりPTA会費、部活動費と新たな対象になったということでございますが、先般の道新のほうにも報道がありましたけれども、まだ全道的には約2割の市町村がその対象を広げているということで、ちょっと管内的な状況はまだ押さえてはいないのですが、結論からいいますとまだうちの町としてはここまで対象は広げておりません。新年度の予算にも計上していないというのが現状でございます。管内的な状況先ほどいいましたようにまだ状況を把握はしておりませんが、今後に向けて教育長が6月でしたか答弁はしておりますけれども、管内的な状況を踏まえながらちょっと検討したいということで、期間を置いたところでございます。新年度の予算には計上はしておりませんが、管内的な状況を見ながら今後、年度内にもし可能であれば補正対応等含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 342 ページの放課後児童クラブ経費の賃金が前年比なかり安いのではないかというふうなことでございます。前年当初予算につきましては、893 万 3,000 円、本年につきましては 829 万 2,000 円ということで、この予算が 64 万 1,000 円ほど減額となつてございます。この分につきましては、津別児童館、児童クラブ、こちらのほうの臨時職員ということで常勤 3 人分の指導員、それから特別支援にかかる臨時職員 2 名分、さらにはこれら職員が休んだときの代替職員というふうなことで賃金を計上させていただいておりますが、主に減った要因としましては、昨年度平成 22 年におきましては、特別支援の部分での 1 日の勤務時間が 4 時間というふうなことで予算算定してございましたけれども、実態としましては 1 日 3 時間が勤務時間というふうなことでございましたので、そこら辺を 1 時間カットしたような形で賃金計上してありますので、それが減の主な要因でございます。また、賃金が安いのではないかというふうなお話もございましたが、これは役場全体的な臨時職員の賃金等用いておりますので、特別児童館の職員の賃金だけが安いのかというふうなことではちょっと、役場全体的な賃金の見直し、そういう中で児童館の部分も含めて今後検討されるのがよりよいことなのかなというふうに考えますので、お答えとさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 昨年 9 月議会で教育長が来年度から実施するというふうにおっしゃった、その責任というのはどういうふうになるのでしょうか。公式の答弁でございましたので、私は当然今年度は予算化されているだろうというふうに思って調べたのですが、それはわからなかったということでお聞きしたわけですが、その辺を教育長にお答えいただきたいと思つています。

それから、放課後児童クラブのことに私もちょっと責任があるかなというふうに思つてゐるのです。やれやれというふうに言つたものですから。去年、青少年問題の協議会の中で、委員の方から児童館の臨時職員の方が大変な賃金に対して不満を持っているよだということを知つたのです。それで、私は直接聞いたわけではないのですが、委員の方がそうおっしゃつていましたので、そういうなんていうのかしら不満を

持ってきちっと働けないというのであれば、それはやっぱり子どもたちの教育活動と
いうか、児童館も私は教育活動だと思っていますので、そういうことに悪影響がある
のではないかなというふうに心配していたのです。やっぱり臨時職員全体の賃金だと
納得して採用しているわけなのですが、やっぱりご不満があるようだということなの
で、やはりそのところはきちっとお話をさせていただくということがいいかなという
ふうに思います。やっぱり働く人も、子どもたちも生き生きと働きたいし、生き生き
と遊びたいというふうに思う、それが当たり前かなというふうに思うのです。それで、
そこら辺の感情的な部分だとか、あるいは臨時職員の賃金がそれでいいのかどうかも
含めて財政課長、ちょっと検討していただければなというふうに思っていますので、
よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） P T A会費等々の話でございます。事務的なミスというこ
とでございます。私、確かに昨年予算化を検討するというお話をさせていただきました
ので、私のほうでそこまでちょっと確認が至らなかったということがございます。
ただ、全道で2割とか3割とか、そういうことではなくて町の姿勢として今後検討し
ていきたいなというふうに思います。当然、教育委員会予算持っているわけござい
ませんので、財政あるいは町長部局と協議させてもらいまして、早急な対応をしたい
というふうに考えておりますのでご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 賃金の関係ですが、臨時職員なものですから、いわ
ゆる時間給賃金に置き換えますと1時間 903 円ということで、これが時間外が伴うと
きには、さらに時間外もアップというふうなことになるのですが、この 903 円が高
いのか安いのかというふうなことになるのですが、児童館は朝から晩まで丸1日勤め
るというふうな勤務体系ではございませんで、人によっては朝から夕方まで勤務する
シフト、それから昼から夕方にかけて勤務するシフトというふうに勤務時間が短いも
のですから、その結果やむを得ず月額で受け取る賃金が低いというふうな、こういう
ふうな実態もあろうかと思えます。中には確かに賃金が少なくて・・・というふうに
思われる職員もおられるでしょうし、中にはある意味これだけもらったらもう十分な

のですというふうな話もないわけではないのです。これ以上もう少し働きたいですかというふうな話をすると、いや実は家庭の事情があってこれで十分なのですなんていう、こういうふうな話もありますが、総体的には役場全体の賃金体系を準用しているというふうなことでご理解をいただきたいのと、今後全体的な賃金の見直しがあるときには、当然児童館の職員もほかの職員と同じように含めて検討していただきたいという考えでありますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 放課後児童クラブの賃金の話になりましたけれども、青少年問題協議会のほうでは、私が進め役になっておりますので、その辺はよく私も知っているのですけれども、ただ違っているのは、あのとき言われていたのは放課後児童クラブに働いている人たちがすべて臨時職員なので、そこではお金が高いとか安いとかというのは一切出ていなかったと思います。責任というところ、それから誰が中心になっていくのかというところが見ていてあいまいな部分があるので、こうですよ指示命令系統だとか含めて、そこは検討したほうがいいのじゃないでしょうかねというお話があったのは知っております。その対応をするのは、社会教育の中央公民館にいる担当の職員がそういうふうになるのですけれども、ただ離れていますので、実際にはあそこに男性の臨時職員が実際的には中心になっておりますけれども、そういうところを含めてあそこにきちっとした正職員も含めて配置したほうがうまく回るのではないのでしょうかというお話があったのは私も受け止めておりますので、それは将来含めてどういう形にするか検討したいなというふうには残ってますけれども、臨時職員の賃金が安いというお話は、そこではなかったというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 就学援助については、ただいま教育長から事務的なミスだったということで、道内の2割程度の実施だけれども、それを考えないで町の姿勢として行いたいというふうにご答弁いただきましたので、これはこれでよろしく願いたいと思います。

それから、児童館の臨時職員のお話ですが、会議の場では今町長さんがおっしゃっ

たとおりだったのです。道々駐車場までの間に立ち話をしまして、そういう不満があるということで、それは私も聞いたのでお伝えしなくちゃいけないなと思っていたのです。ですから、面と向かってものが言えない人たちがいるということを一応心に置いていただければなというふうに思います。

以上です。ご答弁いりません。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） これから財政等々詰めていきたいなというふうに思いますけれども、昨年一緒にご質問がございました特別支援の関係の子どもらに対する修学旅行費、それについては次のページのそこの中で加えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 土木費のほうと教育費、それぞれお願ひをしたいと思います。

土木費の272ページ、ここに道路橋梁維持管理経費について予算計上されております。特に電気料の関係ですけれども、先日、大震災で節電について全国的に呼びかけがあったかと思いますが、町としては道路照明、街灯含めてこの対策について検討しているのかお伺ひをしたいと思います。

次に、274ページ、ここの工事請負費で、役場の前の通り含めて街路灯を整備するという工事費を組んでいるようですが、どういう街灯を整備するのかお伺ひをしたいと思います。

次に、276ページ、町道整備事業の工事請負費、町道2号線、ホクレンのスタンドからの多分豊永にかけてのバス歩道だと思いますが、特にてん馬屋さんの所にバス停が両サイドにございますけれども、片側については歩道が今整備されておりますけれども、逆側のてん馬屋さんのほうは全くないということで、高校生があそこ非常に利用されているようなのですが、今回の整備についてそのあたりの対策がとられるのかどうかお伺ひをしたいと思います。

それから、284ページ、まちなか団地昨年から整備それぞれしているわけですがけれども、この中に22節の補償補填の関係で26万、それから280ページの、前にこの関係

で135万組んでおりますけれども、これはどういう関係なのか、補償26万円については旭町団地というふうに聞きましたが、この135万円についてはどこの分なのかお伺いをしたいと思います。かつ、登記関係書類作成業務ということで委託料で18万2,000円ほど組んでおりますけれども、この費用については建物の登記なのか土地の登記なのか、そこらあたり内容についてお伺いをしたいと思います。

次、289ページ、今年度から特賃を建設するということで予算化しておりますけれども、この予算書の説明では2階建てというふうになっているわけです。昨年まで所管課に説明してきたのは、木造の平屋建てでいきたいということで私ども説明を受けて確認をしているところです。この予算のときに2階建てになったことについてなぜなのか、それあたりについてお伺いをしたいと思います。

それから、教育費のほうについてお伺いをしたいと思います。300ページ、小学校施設整備事業、委託料、ここで活汲の耐震の設計業務について計上されているところです。活汲の場合は、小中学校ということで、中学校が木造で併設されておりますが、この中学校の木造の校舎について、非常に老朽化が激しいというふうに見ているわけですが、ここの部分の耐震について大丈夫なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

次に、334ページ、青少年の振興費の中に海外研修派遣、毎年やっているところです。昨年は360万、今年度は280万の予算の計上ですけれども、このことについて多分派遣する数を減らした中の計上でないかと思いますが、この中で何名というのはお聞きしておりますけれども、昨年より減らす理由含めて、それから昨年以前どれだけの応募があって、どれだけの人が人数は決まっておりますけれども派遣されたのかお伺いしたいのと、最近の津別の生徒、それから北見から来ている生徒の割合について参考までにお伺いをしたいと思います。かつ、町長が先般この減額した予算の部分について台湾への研修も考えているというように発言したわけなのですから、この点について再度考え方についてお伺いをしたいなというふうに思います。

390ページ、学校給食費の関係ですけれども、岩見沢で事故があったわけなのですが、この津別の給食センターは、非常に建設以来年数が経過しているところです。保健所の指導があるのかないのかわかりませんが、古い施設の機能について改善すべき

ところがあるのかないのかお伺いしたいのと、予算では、臨時職員が3名退職ということで報償費を組んでおりますけれども、この職員が退職した後の24年以降は直営でやるのか、また委託にするのかそれあたりもし考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 最初に272ページの道路照明の節電の関係のご質問がございましたのでお答えしたいというふうに思います。

3月15日に北海道新聞のほうに国土交通省が道内の国道の照明を1本おきに消灯しているということで記事が出ておりました。網走開発建設部北見道路事務所にその状況を確認しましたところ、北見市内と美幌町の道路灯を減灯といいますか減らすということで実施しているように確認しているところでございます。新聞にも書いてありましたとおり北海道から今東北電力のほうに送電をしているようでございますので、ただ、今はあくまでも送電の状況も限量まで達してございますので、道内でさらに節電してもその分新たに東北電力等に送られている状況ではないという状況でございますけれども、現地の状況をかんがみますと、道内においてもそういう節電に対する思いといいますか、伝える意味でも必要だということで、個人の北見市内の病院においても、そういう節電に努めているという新聞報道もございます。それで、本町におきましても、街路灯、防犯灯、道路灯含めまして約1,000近くの街灯がございましてけれども、実際にそれでは道路灯を消してできるのかという状況もございまして北電のほうとも確認したところ、消すのは町の判断で消していただいても問題ないですと。ただ、それをなくすということでなく、あくまでも市町村の判断で電気を止める分については、それは差し支えはございませんという回答をいただいております。ただ、町として切ったり、1本おきに減らす場所があるのかどうかということについて、まだ点検もしてございません。仮にラグビー場のところに何本か電灯がございまして非常に明るくて、そこを散歩する方も非常に多いという話も聞いている路線でございましてけれども、これについては昨年12月に11月まで9時に電気が切れるというようなスイッチが入ってございます。冬期間でありますので、それを1時間減らそうということで、8時に切れるような操作ができる地域なものですから、そういうことを行っ

て今に至っているわけでございますけれども、4月からできればまたもとに戻したいという考えを持っていた矢先のこういう震災でございますので、再度その分についてもどうするのか検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、274 ページの老朽街路灯の改修工事の関係でございます。非常に街路灯も含めまして老朽化が著しいということでございます。それで、役場の庁舎前に道道が走ってございますけれども、ここも現在独立柱の古い電球が、もう独立柱もさびたり腐ったり非常に危険な状況もございまして、それを取り替えといいますか電灯の取り替えも含めて今回予算として計上しているわけでございます。あわせて町道 126 号線、一条通から道道に抜ける所につきましても老朽化が著しいということと、電灯の更新も含めまして今回計画してございます。電灯の種類ですけども、当初街路灯のLEDの更新ということもいろいろご意見をいただいたところでございますけれども、この計画におきましては、エバーライトという種類の電灯を計画したところでございます。エバーライトにつきましては、照明器具が水銀灯より若干高いものの寿命が非常にこの時点ではLEDより長いということで15年使えるということでございました。LEDについては、10年の年数でございましたので寿命も長く、照明の明るさ電力の消費におきましてもLEDと遜色がないというお話でございましたけれども、ただLEDも開発途中といいますかいろんな設備費の値段とか、明るさ、寒冷地対策ということで若干照明器具からつららが落ちるといような事例もあったように聞いてございますけれども、できればエバーライトで計画したいということで、この事業費を計上したわけでございます。ただ、最近になりまして3月発売予定でエバーライトと同じような年数15年の寿命のあるものが発売されるということで、その新機種を含めて実施段階ではさらにエバーライトとLEDの比較を行いながら、もう一度検討してみたいというふうに考えているところでございます。

次に、276 ページの町道整備の町道 2 号線の歩道補修の関係でご質問ありましたバス停の美園橋からホクレンの間にバス停がございます。国道寄りでございますけれども、片方には今回歩道補修ということで橋の区間を除く歩道の植樹升を撤去するのとあわせて歩道の補修をしたいということで今回計上したところでございます。ただ、バス停につきましては、こちら側から行きますと左側の用地でございまして、特にバス停

付近から国道のてん馬屋さんの取り付けに向かっては、道路よりかなり民地のほうが高くなっているということで、そこから出入りする高さが非常にこの仮に歩道を付けるということになりますと、切ったりしなければなりませんので、その分で非常に歩道をつけづらいというのが実態でございます。確かに狭い道路幅の中でのバス駐車ということで、そのバスを待っている方のスペースも非常にないという実情でございますので、今回は歩道整備にはその分も含まれおりませんが、バス停の移動が可能かどうかも含めて、その対応について今後協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） それでは、私のほうからは 280 ページの町営住宅整備事業の 22 節補償補填及び賠償金、同じく、284 ページのまちなか団地建設整備事業における 22 節補償補填及び賠償金についての説明をさせていただきます。この二つについては同じ名称で補償補填になっていて中身はどういうものかというご質問の内容だと思います。

これにつきましては、まず町営住宅整備事業につきましては、まちなか団地への移転補償、つまり古い住宅から新しい住宅へ引っ越される方、これは公営事業の建て替え事業、町でいえば町営事業の建て替え事業に伴いまして引越しをする方、この方に対しては法律に基づきまして、移転料を支払わなければならないということになっておりますので、まず町営住宅 280 ページの分の移転補償につきましては、この方たちについての移転補償を予算化したものでございます。

続きまして、284 ページのまちなか団地の建設整備事業の移転補償につきましては、これは本町の町有住宅を昨年度建てましたけれども、その折に工事の支障になるということで電信柱を移転しております。そのときに移転料の補償ということで払っておりますが、まちなか団地につきましては、これも同じように電信柱の移転ということも考えられますので、これについての補償分として今回 26 万円を予算化したものであります。

その次に、同じく 284 ページ、まちなか団地の上段 13 節の委託料になります。登記関係書類の作成業務でありますけれども、これは建物表題登記をする予定でおります。

それに係る図面の作成委託料を予定しているものです。内容としましては、位置図ですとか建物の平面図等の作成業務になるかと思えます。不動産は、本来ですと登記法によって取得した場合には、1か月以内に登記をしなければならない。その登記については、表示登記であったり所有権の保存登記であったりするわけですが、ただ、国または地方公共団体につきましては、当分の間、登記を要しないということになっております。このためにこれまで町がいろいろ建設したもの、あるいは持っている土地とかも実際には登記をしていないというのが現状だと思えますが、そういうことで登記をしてないのが現状になっています。ですが、今回はまちなか団地については、建物を売買するという形になりまして、今までの町が費用を持って事業者さんに請負でもって建てて取得するという形とは全く違ってしております。その中には売買契約というものが介在しますので、どうしてもその売買するものは何なのかという特定をしなければならないということになるかと思えます。そのために特定するために表示登記をするということが必要になりますので、その表示登記の費用として図面の作成を今回18万2,000円をここで予算化したものであります。

続きまして、286ページ、特賃住宅の木造2階建てということで記載されているので、平屋建てということを知っていたと。なぜ2階建てになったのかという、その辺の説明なのですが、まず公共特賃住宅については、当初緑町に18戸を予定しているというお話を昨年の12月の委員会で最初にお話したと思えます。そのときには、低層住宅ということでお話したというふうに記憶をしております。その後、いろいろありまして、特に国庫補助金の関係なのですが、非常に補助金の量といいますか、補助金金額の確保率が非常に低くなるだろうという予測で、振興局のほうから示されたということもありますし、それが一番大きいのですが、その関係では戸数を18戸から12戸に変更せざるを得ないという状況になりまして、そうなりますと当初は緑町の児童公園跡地とそれと旧職員住宅の跡地を予定していたのですが、12戸ということになったことから新町とそれから緑町の公園跡地に12戸を建てるというふうなことで計画を変更し、それから住居タイプについても考えたところであります。それで、その中で2階建てといいますか、平屋ではなくなったということなのですけれども、それは一つは今特賃住宅を建てますというふうになりますと、入居する方は大体若い人、もともと

特賃に入る方というのはある程度所得があつて、公営住宅に入られる資格がない方、あるいは公営住宅の資格があつても公営住宅が空いてないために入れるというような状況もありますので、そういう方というのはおおむねある程度の所得があつて、しかも若い方というのが想定されるわけです。そういう方たちにつきましては、車を必ず持っていますし、家族でいきますと1台でなくて2台という複数台数も持っているということもあります。そういう点で、敷地の面積から考えますと、どうしても敷地を有効利用というふうに考えますし、余裕のある建て方というふうになると上に重ねるといふ考え方が必然的に出てくるかなというふうに思っております。ただ、2階建てというふうになりましても現在のところでは、一般的な2階建てになるか、あるいはメゾネット方式になるのかについては、まだこれから検討を要するところだというふうに考えております。なお、特賃住宅についても公営住宅と同様にユニバーサルデザインに基づいて建設をしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（房田敏彦君） それでは、私のほうから引き続きまして300ページの活汲小学校の耐震化の工事の設計委託の部分と390ページの給食センターのことについてお答えをしたいと思います。

活汲小中学校の耐震化の設計ですが、この内容につきましては、1回一般質問でも教育長のほうから答弁をしているところですが、平成19年度の耐震化の診断によりまして活汲小中学校の校舎及び体育館、校舎については1階がIS値という数値で0.505～0.521という数値が示されたところでございます。また、体育館については0.30～0.85という数値でございます。なお、この数値ですが、0.3以下が大規模な地震に対し倒壊または崩壊の危険性があると。0.3～0.7については、倒壊、崩壊の危険性があると。0.7以上は危険性が低いというような表記になっていまして、それを受けて今回活汲の小中の校舎と体育館について改修の補強工事の設計を依頼するものでございます。御承知のようにこの学校につきましては、もう築41年、42年というような形になっていまして、内容につきましてはこの診断を行った時点では、ちょっと説明しづらいのですが、今小学校にある職員室と玄関側に隣に保健室が設置をされていますが、

そこの壁を補強したほうがいいよと。あわせて職員室の向かいに廊下がありますが、屋外とその廊下の部分の壁を1階と2階の部分で補強したほうがいいということで指摘を受けましたので、そこの補強に係る設計をお願いしようとしているところです。あわせて体育館につきましては、横の壁に十印で鉄柱が入っています。また、天井にも鉄柱が入っていますが、その鉄柱の強度というか厚さなりが薄いということで、この鉄柱を横壁の部分、天井の部分を取り替えるという部分で設計をお願いしようとしているところでございます。耐震の改修の内容につきましては以上のようになっております。

また、中学校の木造部分は、大丈夫なのかということですが、木造でございまして耐震の診断の対象にはなっておりませんので診断はしておりませんが、言うまでもなく見た目からもわかるように危険性は高いというふうに感じております。ただ、中学校の部分につきましては、今後津別中学校の統合等があるというか、今後検討されていますので、それにあわせてということで現在のところ耐震の改修は考えておりません。床が落ちたりという現状がある中で、とりあえず現状の補修をしながら統合までの間補修をしていくというようなことで考えてございます。

続きまして、給食センターのほうですが、給食センターにつきましても、建物自体はもう30年以上経過した建物でございまして。保健所等の指導で何か指摘の箇所があったのかということですが、保健所から毎年2回ほど実地検査に入っております。指摘をされている箇所としては、調理場の排水溝の深さがちょっと深いものですから、もうちょっと浅くできないかという指摘は受けております。設備的な指摘はその部分とあと全体的な施設としては、ドライ化というような流れの中で、施設はどのようなのだろうかというようなのがありますが、この辺についても小学校の一線校舎との絡みもあって、行く行くは給食センターの改築を計画をしたいというふうに思っていますので、そういう部分をあわせてできる範囲の中での補修なりをしていきたいというふうに考えています。

また、職員の退職後の直営か委託かということのご質問でした。これについても前半に申し上げましたように、将来的な給食センターの改築にあわせまして、その部分では直営がいいのか委託がいいのか、その辺はそこにあわせながら考えていきたい

と思っております。ただ、今年度3人、今年度というか23年度で3人の方が退職されます。当面、その後の補充につきましては、3人やめたから3人新しい人を入れるということではなくて、子どもたちの数も減ってきているというのが現状ですから、給食数そのものはそんなにこれ以上増えるというようなことは、認定こども園の給食というのが出てくるかもしれませんが当面は考えにくいということで、3人のベテランの方もやめられるのもちょっと痛いこともありまして、1人ぐらいは再雇用していきながら新しい人を1名というようなことを担当段階では考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 334ページの海外研修の関係でございます。前年予算に対しまして80万円本年度減額ということで、これにつきましては、去年は高校生5名、引率1名というふうな計6名の予算でありましたけれども、本年につきましては高校性1名を減とした予算となっております。何点かお尋ねありました件ですが、過去の応募者数と派遣人数、それから津別の生徒、あるいは町外の生徒というふうなことでちょっとお知らせをしたいと思いますが、平成22年度につきましては、高校性5名、そのうち美幌の子どもが1名。これに対して応募者は6名という状況でございました。それから、平成21年度の実績では、高校性5名の派遣人数に対して、うち北見出身者が1名、このときの応募人数は5名であります。定員ちょうどということでございます。それから、平成20年につきましては、同じく5名の派遣人数に対しまして、北見出身者が1名、このときの応募者は7名であります。それから、平成19年におきましては、高校性派遣人数は5名、これに対して北見出身者が3名、このときの応募人数は9名でございます。それから、平成18年、派遣人数は高校性5名ということで、このうち1名が北見の出身者でございます。このときの応募人数も9名ということでございまして、過去5年間の今実績をお知らせしたところなのですが、傾向としましては、応募者数が年々減ってきているということも一つあります。それから、高校性の生徒数全体もやっぱり最近は減少傾向にある。入学者数の減少、それから中途退学者が増えているというふうな傾向もございまして、高校性の生徒数そのものも減ってきているというふうな、こういったことも勘案しながら本年度予算につきましては、

高校性を1名減にしたというふうな内容で積算してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、町長の発言の件についてもご質問ありましたが、先だって町長が発言した内容というのは、いわゆる高校性につきましてはこの海外研修、ニュージーランドへの研修を体験する機会がある。それから、あと船橋、南アルプスの交流事業については、主に小学生を対象に実施をしてございまして、こういう中で津別の中学生にも貴重な体験をさせてあげたいというふうな、そういう狙いから将来台湾への交流事業が実施できたときにはその財源確保に向けても今回1名削減したというふうなことでございまして、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今の部分で追加してお話させていただければ、台湾の関係ですけれども、旅費等の関係で台湾の関係でよくご質問もほかのときに出ていたときにも若干お話したかと思ひますけれども、今社会教育課長が言いましたように、中学生には海外研修の機会がないということもあって、できることなら小学生、中学生、高校生とみんなにそれぞれ行く場所は違っても公平に持たせてあげたいというのが感覚でございまして。小学校の部分についても船橋、南アルプスに行く部分、それから高校生の部分についても、それぞれ昔と違って応募人数が大分変化してきていますので、それを見直しをして、そこで浮いたものを中学校のほうに回していきたいというい考えです。すべて全部新しいものに予算をオンしていくと、どんどん膨れ上がっていきますので、その見直しをしながら進めていきたいなというふうに考えているところで

中学校は、とりあえずは、やはり今すぐ行くということにはなりませんけれども、向こうの事情等もあります。ですから、これから交流が復活すれば詰めていくこととなりますけれども、たまたま中学校の先生と前お話したことがあるのですけれども、こちらから仮に台湾に行かすとすれば、休みのとき以外というか、授業のあるときにここで行かせるというのは非常に難しい状況ですと。もし、行くようになれば、夏休みとか冬休みとか、そういうこちらの休みの時期に出すということになるでしょうというふうにお話を伺っていました。実は、それは非常にいい話でして、台湾はアメリ

カと同じ学期制をとっていますので、こちらが休みのときに向こうに行くと、向こうも休みということではなくて向こうは授業をやっていますので、向こうの授業にも見学できたり参加できるということで、仮に向こうの子どもたちがこちらに来て、こっちが休みに入っているというのではなくて、こっちの授業にも一緒に参加できるという、タイミングとしては非常に交流としてやりやすいなというか、効果が上がるのじゃないかというふうにも思っていますので、参考までにお伝えしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午後 12 時 6 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、山内彬君に発言を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） それぞれお答えをいただいたところであります。

特に、272 ページの道路照明の関係についてお伺いしたわけですが、国のほう含めて対応しているような感じの国道の部分についてお聞きしたところですが、やはり、向こうの震災の状況を見ますとやはり全国的、ほかの影響のない部分についても一度省エネについてやはり考えるべきでないかなと、そういう心情的に思うところです。街灯についてなかなか間引きとか難しいと思いますが、できるところはやっていただきたいなど、そういうふうにご検討しております。この街灯のみならず施設の照明もすべてそれあたり考えていただきたいなど、そういうふうにご検討しております。

あと、てん馬屋さんの 276 ページのバス停の所の両サイドにあるのですが、私がなぜ申したかというのは、てん馬屋さん側にあるバス停が草原のところ子どもたちが立って待っている。天気のいい日はいいと思うのですが、雨だとか雪だとかいろんなときに、足場が悪いところに長時間立って待っていると。歩道が不可能であれば、あそこあたりのバス停の子どもたちが待っている間のその場所だけでも少し改良していただきたいものだと、そういうふうにご検討しております。

それから、289 ページの特賃の2階建て、これまで所管の委員会に2階建てにする話は一度もなかったわけですが、まだ回答によると本2階建てなのか、メゾネット方式なのかまだ決まっていないと、そういうふうに今お答えをいただいたところです。この予算化もしている中で、そこあたりが具体的にまだ決まっていないというのは私としては基本的におかしいのではないかなと。積算も当然しているだろうし、そういうことを思うと、この予算の措置について疑問を持つものです。木造で本2階は難しいと思います。ケアハウスの向かいにあるようなメゾネット方式のほうが望ましいと思いますので、もしやるのであればそういう形に検討すべきでないかなと、そういうふうに思います。

300 ページの教育費の活潑の耐震化ですけれども、RCの部分についてはお答えいただいて今年度耐震設計の部分に実施すると。中学校の部分、何ら考えていないと。そういうふうにお答えをしたような感じで受け止めておりますが、あそこは当時今の小学校の建設のときに、場所にあったものが向こうに移転している古い校舎ということを知っているかどうかわかりませんがかなり老朽化しており、構造的にも今の構造には合わないのではないかと。そういうことを思いますと、中学校は統合するということがもう目の前にあるのであれば、わからないでもないですけれども、そういう統合のこともまだわからない中で、この中学校の木造校舎についても耐震の調査をされたほうがよろしいのではないかと。これは町の責任として、これは法的にやるとかやらないとかでなく、この部分について実施すべきでないか。危険性があるのかないのか、やっぱり把握するのが責任ではないかなと、そういうふうに思っています。

それから、334 ページの海外研修、状況踏まえてこれまでの経過をいろいろお聞きしたわけですが、やはり応募が少ないという中でのこの海外派遣、研修事業、これは津別高校の振興対策にもつながっているというようにこの事業を進める基本的な考え方があったのではないかなと思います。来年以降の話ですけれども、今回1名削って4名にした、それあたりのちょっと考え方についても疑問を持つものですが、来年以降これはもうそういう状況であれば相当見直しをかけるべきではないかなと、そういうように考えております。町長の言う台湾になぜ行くのかわかりませんが、台湾に行くということだけでなく、どこがいいのか中学校の部分についても高校の部分につて

も再検討含めて、どこがいいのかやはりいろいろ子どもたちの意見もあるだろうし、父兄の意見もあるだろうし、それあたり広く聞きながら検討していただきたいものだなと、そういうふうに思っています。

それから、390 ページの給食センターについては、あまり大きな保健所からの指導がないということがございます。ただ、あそこの床は、ドライ化になっていないかなと思いますけれども、やはり岩見沢の事故もそのあたりのものもあったのではないかなと思いますけれども、それあたりの改善をぜひともできれば進めていただきたいものだ、そういうように思っています。

以上、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 最初に電気の節電の関係でございます。先ほど申し上げましたとおり北海道開発局の節電が始まったということで先ほど申し上げましたけれども、結果としてはその節電が被災地のほうの電力供給に寄与するという部分がありますけれども、現在上限の 60 万キロワットということでございまして、向こうの地域の心情を考えますと、やはり節電というのは省エネの部分もございまして、引き続き私どもできる部分についての検討をしていこうというふうに考えてございます。仮に住民に影響が出る部分がありましたら、その部分の PR も含めて周知することが必要かなというふうに考えているところでございます。

次に、276 ページのてん馬屋付近のバス停の関係でございます。議員おっしゃられるようにバス停の部分が草原といいますか舗装の部分でございませぬ。足場が悪いというのも私どもも承知しておりますし、あそこに北見バスと津別町営バスとのバス停が離れて設置してございます。停車時間が同じでなければ、あえて二つにする必要がないかなというふうに思いますので、そこら辺改善していかなければならないというのは考えてございますので、そこら辺も打ち合わせながらどういう方法がいいか検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 特定公共賃貸住宅のことでございます。

その前に先ほど 1 回目の山内議員の質問に対しまして、私の答弁の中で当初 18 戸を

予定したというふうに言いましたけれども、16戸の間違いですので訂正をお願いいたします。

それで、今16戸の話をいたしましたけれども、特賃住宅については、過疎計画の中で載っている計画でございます。それで、今年度について16戸を当初計画したと言いましたけれども、その後とありますが、その当初の計画の補助金の申請、それからその後社会資本の総合交付金になるわけですけれども、振興局のほうからうちが予定した交付金額よりも全体的に2割ほど減額になる可能性が多いと。ついては、その2割積算でしてくれないかというようなことで、補助金の減額での申請とありますが、そういう見積もりを要求されたという経過があります。その中で、当初緑町に8戸、8戸の16戸を予定していたのですが、急遽新町に4戸、緑町に8戸という形に変えた経過があります。そういう中で、当初計画からも変わっているということもありますし、それから先ほど申しましたように敷地面積、それからどのようにして住宅面積とそれからその他の例えば駐車場であるとか、緑地であるとかの面積を生かすか、有効に利用するかという点からいろいろ検討を重ねてきて、一応平屋という形よりは2階建てのほうが有効利用を図れるだろうというふうな考えから、2階建てというふうな形になったというふうに考えております。ただ、先ほど山内議員からいいました2階建てにするならメゾネット方式だぞというふうにおっしゃいましたので、今後これから実施設計を委託するわけですが、その前までにはそういうことをきちっ決めた上で実施設計の発注というふうになるかと思っておりますので、山内議員のおっしゃいましたそういうメゾネット方式とか、そういう点も考慮して決めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 私のほうから海外研修の件でお答えさせていただきます。平成8年からこの事業実施しておりまして、高校性が海外でホームステイをしたり、あるいは学校生活を体験したりというふうなことで、大変意義のある事業だということ町が目玉事業の一環としてもとらえているところでございます。また、議員おっしゃいましたように、当然津別高校の振興対策の一環でもあるというふうなこういう位置づけをしておりまして、私ども原課といたしましては、津別高校が存続する限り

この事業については継続をさせていただきたいという考えであります。また、先だつての一般質問の中でも、教育長からも答弁しておりましたがけれども毎年北見のほうへ津別高校入学についてのお願いに歩いていると、そういう中でも津別高校の特典としてニュージーランド研修があるのだよというふうな、こういうお話もされているところでございます。したがって、最低でも今年入学される28名の生徒さんたちに来年からなくなるとかという話にはならないのかなと思います。原課としては何とかこの事業を末永く続けさせていただきたいというふうな考え方でありまして、そういう中でも、状況によって生徒の数、こういったものも勘案しながら人数の調整を図っていくとか、こういうふうな場面もあろうかと思っておりますので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（房田敏彦君） 先ほど活汲の部分と給食センターの部分のご質問ありましたけれども、活汲の中学校の部分については、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

私のほうは給食センターのほうですが、床のドライ化について進めるべきではないかというご質問でした。ドライ化につきましては、学校給食法の学校給食衛生基準の中の学校給食施設の中で、ドライシステムを導入するよう努めることということが規定をされております。ですが、先ほども申し上げましたように、今後過疎計画、総合計画の中でも記載をさせていただきましたけれども、給食センターの新築という部分がありますので、ドライ化についてもこの部分で工事をするとすると、またお金のかかることですので、当面新築という部分は計画されているという部分からすれば現状の施設の中で定められた基準の中で、ウエット式の床については、浸透性の材料でつくられていて傾斜等がないとか排水に適さないとかとありますが、それらのチェックを毎日のようにチェック表をもとにしてやっておりますので、食生活の安全面には考慮しながら、またそれらの基準を遵守しながら当面の間は行っていきたいというふうな考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 活汲の中学校の関係でございます。山内議員おっしゃいま

すように本当に老朽化して、昨年の11月ぐらいに廊下が落ちたということで冬休みの間に直したという経過がございます。したがって、本当に耐震的にはどうなのかなという疑問がございます。しかしながら耐震調査をしていないということも事実でございます。そういう部分からいけば本来すべきであろうというふうには思いますけれども、改築も行わなければならないだろうというふうには思います。ただ、今後の課題として避けて通れないのが統合ということがございます。これは、一昨年乃村議員からも一般質問がございまして、統合についてということでありまして、私のほうからは強制的に統合はしませんというお話をさせていただきました。その後去年の1月です、PTAの役員会がありましたので、その席上でこれからの活汲の子ども状況についてお話をさせていただきました。そしてその中で、22年から中学校から複式になるということも踏まえてPTAの皆さんのお考えをお聞きしたいという話をさせていただきました。しかし、やはりこの問題大変デリケートな部分がございます、人の前で統合とか反対とかというのは意見がなかなか出てこない。そういう部分がありまして、その席では全く意見が出なかったということでございます。そういう状況にありますけれども、そのときに示させていただいたのですが、活汲の中学校の人数の動向でございます。去年示させていただいたものと1年ちょっとずれていますけれども、22年の5月1日現在の数字ですが、23年が15人でございます。22年が16人でした。それが23年15人、24年13人、25年が15人、26年で9人、27年が13人、28年で6人ということでございます。特に28年については、中学校へ入学するものがゼロということになりまして、私がそこでお話したのは、本当に子どもたちが部活もできないような複式学級でいいのですかという話を投げかけさせていただきました。そういうことがありまして、統合という話がそこでお話したのですが、なかなか意見が出なかったと。ただ、平成15年なのですが、このときも確か記憶では生徒が22名いたというふうに聞いています。そのときも統合の話をしたのだけど、地域あるいは保護者猛反対ということで統合でなくなったということでございます。ただ、そのときと状況が違います。今回のこういう状況を踏まえて、本当に保護者がこれでいいのかということ自体が保護者のニュアンスとしてはちょっといいのかな、どうなのだろうなという、こういうふうなニュアンスも受けて取れるような雰囲気もちょっとあります。た

だ、それは私の勝手な受け取り方かもしれませんが、そういうシビアな問題も絡んでいるということもありまして、ここで中学校補強するだとか、そういうことは今の段階ではちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。24年、来年の11月に活汲小中学校の開校100年記念ということで事業が予定されています。それまでに協賛会等も立ち上がりましたので、いろんな集まりがあるのかなというふうに思います。その中でまた統合について、趣旨は違うのですけれども、協賛会とちょっと違うのですが人が集まるという部分から、その中でちょっと説明できないかなというふうに今ちょっと考えているところでございまして、そういう問題がクリアできれば、どっちに行くかわかりませんが、その行き方によっては検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、給食センターの関係です。確かに老朽化してまして、やっぱり職員もかなり気を使って掃除をしているということでございます。老朽化がいいわけではございませんけれども、やはり岩見沢の問題、それ以前からいろんな食中毒、感染の関係がございました。そういう部分で職員本当に古いだけに、より一層に掃除をしようということで本当にきちんと掃除をしていますので、いつ何が起こるかわかりませんが、今の段階ではウェットであろうがドライであろうが、関係なくやっていかざるを得ないというふうな状況でございますので、ご理解をいただきますようお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 青少年交流のところだけちょっとお話をしたいと思います。ご質問が青少年海外研修事業、ここからスタートしているものですから、高校性を例えれば台湾に行かすということであれば、もっと別な国もあるのではないかという議論になっていくのはそういうこともあり得るなというふうに思いますけれども、こちらのほうで考えていますのでは、台湾との交流の一つの方法として、それを組み入れていこうというふうに教育分野を、そういうふうに考えていますので、その辺は御承知いただきたいというふうに思います。議員も台湾の留学生をいろいろ受け入れられていますから知っているかと思いますが、アンケートをとっても世界中で一番好きな国というと台湾の人たちは、断トツで日本を上げています。そしてあそこには故

宮博物院だとか、非常に歴史的なものがたくさん見れるところが多くあったりとか、そして今月にはまた隣の北見市で日台の親善協会が船橋道議中心に立ち上がったとか、そこは経済交流を中心に考えているようでございますけれども、そういうところ。そして札幌にも分処ができたということもあって、交流の条件は一つ一つ揃いつつあるなということで、それを津別町がやる上で教育分野からスタートしていこうかなというふうに考えていますので、ご理解願えればというふうに思います。そうなれば、そもそもこの 334 ページ、この青少年海外研修事業というのは、これはできたときからずっとここに載せてあるのですけれども、これは全部すべてが津別高校性のため、津別高校性以外は行ってないのです。ですから、ここに科目設定しておくのがいいのかどうなのか、あるいは名称がこれでいいのかどうなのかというのは 23 年度はこういうふうに載せましたけれども、事務文掌も含めてちょっとまた検討させていただきたいというふうに考えています。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） 2 点だけお聞きします。

最初に、児童館というかページ数、放課後児童クラブと子ども教室のことなのですが、当初国の政策とかがあって華々しくというかスタートして、津別もかなり子どもたちがここを利用するようになってきたかと思うのですが、文科省の事業と厚労省と混ざっているような感じで、日常のここの何ていうのですか経費のところも賃金も児童クラブだと 700 と、こっちのほうに数字が多いのかどうかちょっとわかりませんが、下のほうの子ども教室だと 500 万台というふうに分けられているのですが、このことによって中の事業というのでしょうか、子どもが来たときにどちらかが登録制になっているということなのですかけれども、そういうようなことを 2、3 年経過した中で自由に登録なしで来る子の数が減少しているとか、そのときの何ていうのでしょうか事業というか、何かその日のプログラムや何かに参加できるのが登録制の何とかクラブだったりとか、そんなふうになっているのかどうか。

それともう 1 点は、児童館で、親がとか何か基準があって行けないのじゃないかというのを聞かれて、そんなことないのじゃないのというふうに話たのですけれども、

そんな点がどんなふうになっているのかちょっと教えていただきたいと思います。ただ、普通児童館だと障がいを持った子が行くときには条件がつけられていて、ほかの町なんかでは非常に使い勝手が悪い中、津別では何というかサポートする人というか、そういう人も支援員の先生をつけてもらって利用できるようになってきているという上では、ほかよりはすごくいいのかなというふうに思うのですが、制度がスタートして今日まで子どもたちの利用の状況がどんなふうに変ってきているのか1点教えてほしいと思います。

それからもう1点は、最後のところで、286 ページで防災関係の経費なのですが、一般質問の中で町長の答弁を聞いていると、マップというのでしょうか、そういうのができたというか、まだ公表とかそういう段階ではないけれども、それぞれのところにマップができたような話を聞いたというか、そんなふうを受け止めたのですけれども、災害時要支援の避難プランというのは、もう既に何年までに策定という時期を越えてきているのですが、今年中に、数字は変わってなくてこのプランをつくるにも経費がかかるのかかからないのかちょっとわかりませんで、数字の上では変わったような姿が見えないのですが、マップができたこととあわせて年度中には避難プランが策定できるのかどうか、その見通しについてお尋ねします。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 最初にお尋ねありました放課後児童クラブ、それから子ども教室の関係なのですが、議員おっしゃるとおり厚生労働省の補助事業とそれから文科省の補助事業と2本立てというふうなことで、予算上も苦肉の策で分けているような状況でございます。もともと本来この事業が始まる以前から児童館というのはありましたので、その児童館に係る経費は、340 ページに児童館運営事務経費というのが予算化されております。この中での予算というのは、いわゆるもともとの児童館に係る業務費用ということで、ここでも賃金も見ているのですが、ここにもともといた専属の児童館賃金、いわゆる放課後子ども教室だとか、そういうのに登録していないどなたでも来れるという、そういう部分で対応する賃金を中心に予算を積んでおります。それからあと、放課後児童クラブ経費、ここでは主に賃金となっておりますが、これにつきましては、津別の放課後児童クラブに登録した子どもたち、この子どもた

ちに対応する指導員の賃金ということで829万2,000円ほど予算計上してございます。それから、その下に放課後子ども教室経費747万8,000円、これにつきましては活汲、本岐の児童クラブの指導員賃金を中心に予算を計上しているところでございます。補助金の事務処理上、本当にこういうふうに苦し紛れで予算を分けているというのが実態で、本来であれば補助事業一切ないのであれば、これは放課後子ども教室の経費なのですよと一本化も可能なのかなと思うのですが、こういうふうに制約があるということで、まずご理解いただきたいと思えます。

それから、児童館は今言いましたように登録をしていなくても学校帰り自由に遊びに来れる場所、それから放課後児童クラブとして国から助成をいただいて運営する部分は、これはあくまでも家族の方が共稼ぎで、家に帰っても子どもさんを見てくれる人がいないですとか、こういうふうな一定の条件があります。あるいは、体が不自由でやっぱりどこにも行かれないからそういう施設に来て指導員や他の子どもたちと交わってもらおうと、こういう制限がありまして、それに合致した者が事前に申請をいただいて、承認を受けて利用していただくというふうな。ですから、あそこに来ている子どもたちというのは、まったくフリーで来ている子どもと、それから条件にはまって利用されている子どもと二通りいるということもご理解いただきたいと思えます。それから、障がい児の利用人数につきましては、ちょっと全体的なまず登録者ということでお知らせしたいと思えますが、今現在、津別の児童クラブに登録している子どもさんは30名でございます。それから、本岐児童クラブにつきましては11名、それから活汲児童クラブにつきましては18名、3施設合計で59名ということでございまして、現在ちょうど年度がわりの時期を迎えておりますことから、新年度の募集もいたしたところであります。新年度4月からの見込み数ですが、津別ですと27名、それから活汲ですと12名、それから本岐ですと10名というふうに若干数字が減ってきているかなという感じもいたします。そういう中でも新規に1年生になられる子どもさんが津別の場合ですと6名、それから活汲ですと1名、それから本岐ですと3名というふうな、こういうふうな数字になってございます。それから障がい児の方は、大体3、4人ぐらいの方が利用されているのかなと思えます。必ずしもそういう子どもさん津別の児童クラブだけではなくて、美幌に療育園、そういう専門の医療機関も

ありますので、そういったところを利用しながら空いた日には津別の児童クラブに来て、そして専属の指導員と一緒に交流をしてもらおうと、こういうふうな内容でやってございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 286 ページの防災関連の災害時要援護者の名簿の関係についてお答えいたします。

先般、町長のほうから一部概要については触れたところでありまして、経過等について先にお知らせをしたいというふうに思います。これまで、一般質問等において、災害時の要援護者名簿、この作成を急ぐべきというふうなご指摘をいただいております。そこで、これまで保健福祉課、福祉部門においても日頃の安否確認、それから総務課あるいは消防においても災害における被害を未然に防ぐための対応、それをどうするかということが課題であったわけですが、昨年の12月に3課、保健福祉課の管理職と担当者、それから消防の管理職と担当者、それから総務課の管理職と担当者ということで三つの課の関係する職員が集まりまして、作成についての具体的な検討を行いました。会議の結果、最終的に関係機関共有方式という形で整備しようということで、これは行政が持っている情報をそれぞれ持ち寄って整備しようということなのですが、その対象となる部分につきましては、高齢者65歳以上で単独での移動ができない方。それから、認知症のため災害時に適宜な判断ができない恐れがある方といったようなことで、またその障がいの方につきましては、視覚障がい者が1、2級とか、あるいは下肢障がい及び体幹機能障がいの1級の方だとか、あるいは療育手帳のAを所持している方だとかということで、それぞれ担当のほうから具体的に上げていただいて、そしてその方たちのリストを作成する、そしてそれを全町の地図を作成して、それに落とし込むというような作業をしようということで、その作業については保健福祉課のほうから提供した資料等に基づいて消防で作成することに役割分担をして作業を進めてきた結果、つい先日そういったリストができたということで、これまでの課題だった分については、やっと少しスタートできるかなという状況です。保健福祉課のほうからの身体障がい者、知的障がい者、精神障が

い者、それから同じく包括のほうからも歩行困難、あるいは等級はつかないけども民生委員等の情報、あるいはヘルパーさん等の情報、あるいは消防の査察等の結果から、この方は災害時に1人では避難できないぞと、あるいは移動が難しいぞという方についてもリストに挙げて、そして地図にも落とし込んでいます。そういった対象の方が今現在一部重複している部分もあるということで、これからまだ整理は必要ですけども604名ということで今整理をしたところでありまして。これらの整備した内容については、今後運用をどうするか。つくっただけではどうしようもありませんので、今後の運用についてさらにまた3機関、3課で集まって検討しようというふうなことにしています。4月1日からこれについては運用したいというふうに考えておりまして、現在のところ3課にパソコン内の、パスワードを入力すれば開けるといようなことで限定的な使い方を当面しなきゃならない。個人情報法の関係もありますので、そういったことで限定的な使い方をしたいというふうには思っていますけれども、その三つの課の職員が見られるようにするほか、きのう町長もお話しましたが、民生委員さんは特別職の地方公務員というふうなことでありますので公務員の守秘義務があるというふうなことで、できれば今後関係課のほうとの協議になりますけれども、そういったところに情報を持っていただいて、災害時のときにやっぱり身近なところで手を差し伸べてもらうということにしないと、役場職員は恐らく大規模な災害には個別な対応ができないというふうなことがもう考えられますので、できれば今後この名簿の活用、それから自主防災組織の立ち上げ、今三つの防災組織が立ち上がっていますけれども、既に出前講座等で10自治会以上のところが1回研修をやっておられますので、再度そういったところにお話をして早期の立ち上げをお願いしたい。

それから、今回の震災を目の当たりにして、今防災計画そのものの見直しもやはりしなきゃならないと。担当といたしましては、まず対策本部の核となる役場職員が本当に初動体制をとれるのかと、緊急時にそういったことが対応できるのかということをもう一度やっぱり洗い直しをしなきゃならないというふうに思っていますし、また備蓄品、いろいろ備えていますけれども、やっぱり簡易式のトイレだとか足りないものが一杯あるのではないかというふうなことで、それらの見直しもしたい。それから有事の際の広報車両も十分ではないのではないかとというふうに認識していますので、

そういった部分の点検整備、それからそれらを総合的に災害時の応援協定等を結んでいるところ等ありますので、自主防災組織、それから関係機関、それから応援協定を結んでいるところというようなところを含めた防災訓練、そういったところも少しずつ広げていきながら、そういう有事のときに備えて対応できるようにしていきたいというふうに考えているところです。いずれにしても、課題であった要援護者の名簿については、いよいよこれを運用するときに来たということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 私がちょっと聞いたときには、多分児童館部分の登録制でないところが何か条件がついているかのような錯覚を起こしている人がいるような感じでした。今の説明を聞くと。前にも話して、児童館に勤めている人にも聞いたのですが、子どもが給食を終わって、食べ物で恐縮なのですが、6時までお母さんが迎えに来ます、小さい子の場合は。6時は、津別はきちっと時間内に迎えに来られているのかどうか、他のほうはわかりませんが、ほぼ来ていると。学校給食が終わって5時間ぐらいの間何も口にしないというか、食べないというようなことというのは、あまりやはりいろいろ栄養士さんだとか、いろんな子育て中のとか、何かいろいろ聞くと、欠食というか食べない時間が長いとあまり脳の働きによくないというような話も聞くので、ただ、スタートの段階の父母とのお話の中では特におやつみたいなものはいらぬというふうなお話だったかというふうに思うのですが、今までは無料ですから、それはただで渡すわけにはいかなくなるので、登録している人に幾らかもらうときに、そうでない登録していない人からはどうするのかというような問題もあったということなのですが、子どもの成長とかそういうふうに考えて、たかがおやつですけれども、やっぱり成長過程で問題があるというようなことを言われている部分もあるので、その辺のところをうまくできることがあれば、いやお水だけ飲んでいけばいいと、そんなことでもないかなというふうに思いますので、さらに検討というか加えてほしいのと、登録外の人たちが減ってきているのじゃないかなというふうな、そういう意味で児童館は親が共働きでないとだめなのみたいないな感じで言うから、そんなことないはずだよと話したのですけれども、せつかくの施設で、こ

れただけスタッフの先生方も人数的にはいらっしゃるようなので、登録外のほうのところの話なんかも機会があったら「清流」か何かでちょっと周知するとか、そんなふうにされたらどうかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

防災のほうは、肝心なそういう名簿というのがないと何もできないというようなことがあるのでよかったかなと、その名簿をどのように保管するとか、いろんな難しい問題も、プライバシーの問題であるのかなというふうに思うのですが、いつ起こるかわからない、津別は災害が少ないので何となく安心しきっちゃっているという部分もなきにしもあらずという部分があるのですが、今回のことを契機に備蓄のあり方だとか、それから役場の人は案外全体的なことで、小さなところにいちいちどうこうというのはなかなか難しいのかなと。災害本部というところに何人かの人にとられてしまうと、私たちのところには誰がというようなことがあるので、民間の人というかそれ以外の人に、例えばこの災害のあったときの、この自治会ではこの人にこれだけの権限があるみたいな、そういうようなことというのも事前に決められているとうまくいくのかなと。この間、災害のを見ていると学校に避難しているところは、先生方とか校長先生が中心になって赤いジャンパーだか着ているは全部先生方だって。ちゃんと、何かそれぞれの班のクラスのリーダーみたいになってうまくいってるのですけれど、全くそうでないところに行って、何か同じレベルの人がうわっと集まったときに、やっぱり指示というか、それに役場のほうの連絡員とか、そういう人たちがうまく配置されて指示とかできれば、それはそれでいいのかなというふうに思うのですけれども、せっかくできるものにうまく機能していくような工夫も入れていただければなどというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（徳田博一君） 大きく分けて2点の質問だったかなというふうに受けとめました。

後のほうの質問でしたけれども、登録外の子どもたちの利用が減っているのじゃないかというふうな話。確かに最近生徒数が減っているという、全体の子どもの数が減っているということが、まず一つ要因かなと思います。そういう中でも学校終わった

後に、何々少年団、何々スポーツ少年団とか、こういうふうなところに練習に行かれる子どもさんたち、あるいは塾に通われる子どもさんたち、こういうふうな方たちというのは児童館当然利用できませんので、年々一般利用の子どもが減っているのかなと言われたら現実はそうだろうと思います。一般の子どもたちも児童館は利用できるのでよということについては、議員おっしゃるとおり「みどりの清流」等で積極的にPRをして空いている時間があったら子どもたちに大いに活用してもらうように努めていきたいと考えております。

それから、最初にお尋ねありましたおやつ件ですが、現実に活汲の児童クラブにつきましては、これは保護者の方たちの意見がまとまりまして、保護者が当番制でおやつを持って来るみたいな、こういうふうなことでやはり成長過程の中ではおやつも必要なのだなという保護者の理解があって現実におやつを支給している。親が負担して食べてもらっているというのが実態でございます。

それから、津別、本岐につきましては、そこまではいらないのじゃないか。それから、6時まで必ずみんながいるわけではなくて、その子どもさんたちにとっては早く帰られる子どもさんもおりますので、4時半、5時に帰る子どももいたり、5時半に帰ったりとさまざまでございます。そういう中で給食を食べたあと夕方まで何も食べないで、これが健康状態いいのか悪いのかちょっと判断つきませんが、きっと家に帰ったらおなかすかせて帰って、たくさんごはん食べるのだろうなという感想も持っておりますけども、議員おっしゃるとおり子どもの健全な成長を考えたときには再度内部でも検討してみたいと考えております。

それから、予算書の中にもほんのわずかなのですが食料費というのを1万円、あるいは3万円でしょうか2つの科目で組んでおりますが、これは例えば緊急時の6時に本来帰るのが、何かあって帰られないようなそういう場合には、多少おやつも用意をしなきゃいけないという予算手立てでございます。それから、あとときにはイベントなんかも施設の中で行いますので、そのときに多少なりともおやつ的なものを食べていただくというふうな、そういうことも対応はしております。

それから、あと食料費には表れてきませんが、食べ物をつくらうというふうないイベントも中で企画します。例えば、手づくりケーキをつくりましょうみたいな、こう

いうふうなイベントを組んだときには、できたものを結果的に食べてもらうというふうなことで、おやつがわりというふうな対応にも結びついてくるかなというふうに思います。いずれにしても、今後おやつのあり方についてはまた内部でも、それから保護者ともいろいろと相談をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） リストの活用、それからうまく生かせというふうなお話ありがとうございました。これにつきましては、関連する部署が連携いたしまして相互に保有する情報をより精度の高い情報として共有するということの確認をしています。これらは、つくりつきりではなくて都度更新を考えております。その更新のする時期ですけれども、毎月第2水曜日に地域ケア会議というのを持っております。その会議には役場の福祉担当部署、それから消防、それから社会福祉協議会、そういった方が集まって、先ほど申し上げたような援護を要する方の見直し等を行っている会議でありますので、その中で新たに出てきた分については、随時加えていくというようなことの確認をするということになっておりますので、できるだけ新しい情報を精度の高いものを持って、いざというときに役立つようにしていきたいというふうに考えているところです。

それから、計画全体の見直しの関係ですけれども、これまでも一部避難所の見直し、そういったものはしてきております。なかなか計画全体の見直しというのは、相当なボリュームがあって今進んでいない状況でありますけれども、時代とともに移り変わる社会情勢に対応した、そういった防災体制のあり方については、引き続き重要視しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 第8款土木費から第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款予備費までの質疑を中断します。

次に、一般会計予算の歳入について一括質疑を許します。

ページ数は、11 ページから 42 ページまでです。

ありませんか。

6 番、白馬康進君。

○6 番（白馬康進君） ちょっと 1 点だけお伺いしたいと思います。

16 ページの地方交付税の関係でちょっとお伺いしたいと思います。今回、説明にあったとおり地方交付税の中の特別交付税が 1 % 普通交付税のほうに上乗せされるということでルールがちょっと変わったわけでありまして、その辺を含めまして今回地方交付税が国全体でも地財計画の中で伸びているわけですが、うちの町が今回当初予算前年度比 3.9%を見込んでいるわけですが、これはかなり綿密な積算をしていると思いますけれども、この辺も含めまして、どのような積算根拠でやったのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） まず、地方交付税の中の特別交付税の 1 % 以降のご質問と普通交付税の積算の部分についてのご質問だったというふうに思います。

この地方交付税の関係については今国会の中で一部改正法案ということで、この 17 兆 3,734 億円の部分についての一部改正案について出されているところでございます。その内容は、一つは普通交付税の算定内容の改正、それから交付税、特別会計、借入金、これ大体 33 兆円ぐらいの借入金、償還しなきゃなりませんので、その関係についての法的な改正。それから、地方特例交付金制度等の見直し。それからもう 1 点、今ご質問ありました特別交付税の見直し。この 1 % 部分については、普通交付税に移行することとされているところでございます。この部分につきまして、総務省の財政課長内かんの資料を見ますと、特別交付税から普通交付税の移行に伴いまして、普通交付税の中の地域振興費の増額を考えてございます。これは、市町村におきましては、単位費用に人口を掛けて段階補正、あるいは人口急減補正を加えて積算する形になりますけれども、イメージが示されているのは、人口 5,000 人程度で 1,500 万程度増えるのではないだろうか。あるいは、1 万人程度の人口でいけば 2,500 万程度増えるのではないかというようなイメージとして出されております。よって、最終的に 8 月頃の普通交付税含めての積算が確定次第そういったことが明らかになりますけれ

ども、1%の移行分はその程度ということでとらえていただきたいというふうに考えているところでございます。

そこで、今回地方交付税の算定にあたりまして、まず国は、昨年8月に概算要求を総務省が財務省に対して提出をするわけでありまして、当然地方財政収支の見通しを出す形になります。その中で、当然議員も御承知のとおり14兆2,000億程度の地方財政不足というものが明らかになるわけでありまして。それも放置すると当然地方交付税等々含めて、それは地方に来ませんので、地方交付税の中にも議員御承知のとおり国税五税で法定率をもって交付されているわけでありまして、その国税五税の法定率分というのは大体約11兆円ぐらいなのです。ということは、17兆4,000億の今年の地方交付税でいきますと6兆数千億円、約6兆4,000億円程度上乗せをした結果として今回の国の予算になっているということで、まずご理解をいただきたいと思っております。

その中で、私どもとしましては当然基準財政需要額を出し、基準財政収入額を出して、その差が普通交付税になりますので、その形の中で積算した結果といたしまして、平成23年度のこれは先ほどいいましたように8月期に確定した数字でないとはわかりませんが、27億6,500万程度が普通交付税になるのではないかと。もう一つは、特別交付税においても今回の1%の移行という問題もありますし、これは今回の大災害前の積算でありますから、大体特別交付税も1億3,000万程度の一つの最終になるのかなということで想定をさせていただいております。そうすると、確かに前年度当初ベースでいったら3.9%ぐらいの伸びを示しておりますけれども、実績ベースでいきますと3.6%ぐらいの減として予算を計上しているところでございます。よって、そういうふうな形の中で、積算をしているところでもありますけれども、特に特徴的な部分にいきますと、基準財政需要額の単位費用の積算にあたって、個別算定経費あるいは包括算定経費含めて算定をすることになりますけれども、平成22年度の国勢調査の人口の数値で計算をすることになります。今回の国勢調査の影響額は、私どもの積算によれば約3,000万、これは基準財政需要額から落ちるということも含めて計算をしておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても今回の先ほどそういった普通交付税27億6,500万程度の最終そういう予測をし

ておりますが、計上率については96.4%ほどの計上率で今年度予算計上しております。よって、私どもも中期財政計画をお示ししましたがけれども、再度今年の予算ベースに直して、そして決算、大体歳入ベースを補足しますと留保財源は約1億3,000万程度残し予算を計上しているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） まず、地方交付税の算定についてはいろんな見方があったわけですが今の説明で大体わかりますけれど、1%の特交の関係の移行の部分についてもわかりました。そういうことで、イメージ的に人口単位でとらえて、その分は多少上乘せになるということ。それから、特に私は3.9%という伸びがちょっと多く見積もっているというわけではないのですが、今課長の説明で22年度の実績ベースは3.4%だということ、ある程度この数字よりは抑えてこれに乗せているのだと思いますけれども、これやっぱり交付税なんかはルール計算できていますから当然それに目指すような形ではめていると思いますけど、財政を左右するものですから、これによって過大見積りしていたら大変です。ですから、これ以上低くしても困るし、ある程度やっぱりこれに近い交付税の金額が8月にわかるといますから、そのベースでなくてはならないので、私あえて特交の部分含めて聞いているわけです。

それで、私は今回なぜこういうことを質問しているかということ、これ今回課長もこの積算想定はあくまでも災害前の積算だということでもあります。今特別交付税も12月と3月にくるわけです。3月の部分で、さっき留保財源も見てますけれども、これらも踏まえて3月にくる特交の関係についてはどう見ているのか、災害後は。その辺もちょっと気がかりなことであります。それから、今回の国の地財計画の中で変わったことは、今の特別交付税が普通交付税に1%引き落として上乘せするということがありますけど、これらは方針としては23年度以降も24年度もまた1%下げていくということで、年々段階的に交付税の特交の関係も下げていくような方針がもう既に国としては出てますから、この辺はそういう見方も私は国の方針を見ているわけですがけれども、この辺は担当局としてはどういうふうに見ているのか。それから、特に大規模災害の発生時において、その都度特別交付税の額を決定、交付することができる特例

とする特別交付税の額の決定交付に関する特例が新設されたということも伺っていますが、この特例による影響度などはどう見ているのか、この辺再度お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 一般的に特別交付税については、12月に交付されるのが第1回目、あるいは3月に交付されるのが2回目ということで、今情報によりますと3月期、常に3月末に決定がされてくるわけでありましてけれども、これは私どもの予測としては大体今の決算ベースで言えば3,000万から4,000万ぐらい増えるのかなというふうに見込んでいたのですけれども、これは今回の災害のほうに回る可能性は十分にあるという認識を持っております。それと、24年度もまた1%減るのですけれども、先ほど言いましたように普通交付税の単位費用で計算をされるということなので23年度から、この地方交付税法の一部改正案が通りますと。そうしますと通りますと24年度もそのまま改正がない限り1%のまた移行の部分についてもそういう算定がされるだろうというふうに見ております。それと、今回の一部改正の中に大規模災害が起きた地域に先ほど言いましたように12月期と3月期というのが、これは法的に決められておりますから、例えば災害が起きたときに交付するというような見直しが行われておりますので、当然そちらのほうは、こういう器がありますから特別交付税の、一般的に先ほど言いましたように今回増えますから95対5になるのですが、5%の特別交付税の枠がありますから、そこが先食いされていくと、残る何ともないような災害が起きてないようなところについては、だんだんだんだんそれは枠として減っていくのは当然のことです。私どもとしては今回1億円程度しか予算計上していないのは、たまたま災害を考えてをも含めてありますけれども、こんな災害が起きるとは思いませんでしたけれども、前年度から見て低く押さえているということでもとらえていただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。簡潔にお願いします。

○6番（白馬康進君） かなり簡潔にやっているつもりです。議長に注意受けてかなり簡潔にやっています。

国の今の特交の関係においてもわかりました。それで、災害が今回起きて財政的に

も相当国がいろいろ組み合わせだとか動いているわけですが、今回の普通交付税に関するものは、何回か分けてきますけれども、国の方針では決まっていますけれども、この辺の動きというものは最初から確定はしているのですけれども、この辺の普通交付税の動きにおいては、災害時の後については何ら心配もないのか、その辺ももう一度最後に聞きたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 普通交付税については、平成23年度については、この法案が通れば、そういった形の中で全国どこでも、それは影響はないと思います。しかしながら、24年度以降の……。というのは、国の財政運営の中期財政フレームの中には歳出予算を71兆円にキャップをしています、今。その中に地方交付税ですとか、普通交付税、特別交付税もその最終予算の中に入っておりますので、ひょっとするとそれはわかりません。そのときには歳入予算を国債発行するのか、あるいはどこかの要するに大きな施策をやめて、そっちに振り向けるのか、それは全くわかりませんので、本来は今回の地方財政計画の中では、地方一般財源総額については25年度まで担保しますという言い方をしているのです。これは、交付税は別です。ですが、この災害によって24年度は非常に不透明な状況になったということだけ言っておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後2時5分

再開 午後2時15分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 議長の発言を体しまして本文だけで簡単にいきます。

予算に関する資料のつくり方についてなのですが、できるかどうかわかりませんが、ここに体育施設関係含めていろいろ施設の利用人数までは載っているのですが、できれば我々が即断できるように支出ともしくは収入を最低載せても

らうと即断しやすいというふうなことがわかるのですけれども、それはとりもなおさず、町民の方も施設運営の厳しさだとか認識、やはり財政的な危機感も持ってもらうなければならないという意味も含めて、その辺の掲載について検討できないかということについてだけ1点だけお尋ねしておきます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 今の貴重なご意見でありましたので、そういったことを含めて検討したいと思えますけれども、新公会計が今後入ってきますと、当然ながらその施設施設の使用料ですとか、あるいは維持管理経費含めて、当然複式簿記で出てきます。当然そのときにも減価償却ですとか、そういったことも出てきますから、そのときにはもっと詳細的に町民の皆さんや議員の皆さんにそういったことをお知らせできると思えますけれども、とりあえず導入前にあたりまして、今貴重なご意見でしたので、その辺については検討させていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 町税についてお伺いをしたいと思います。歳入の財政課長のほうの説明がありましたが、近年徴収率が上がっているということにつきまして、職員の努力について敬意を表したいなというふうに思います。

そこで、法人税のことについてお伺いしたいと思います。法人税、昨年より約1,000万ぐらい増えておりますけれども、これについて何が増えたのかできればお伺いしたいと思います。

それから、固定資産税のことについて、予算の説明では、説明書で過疎減免対象物が期限終了で税の対象になったと思えますが、その物件についてどこなのか、その施設についてお伺いしたいのと、特に償却資産について3,000万近く増額になってますけれども、それについて伺いをしたいと思います。

20 ページの使用料の関係ですけれども、土木使用料の町営住宅の使用料、前年度の予算と比較してみたわけなのですけれども、ほとんど増えてないような予算措置になっております。今年から供用開始になるまちなか団地の家賃については、反映されているのかどうか、それについてお聞きしたいというふうに思います。

それと、34 ページの計画的に素材売り払いを町有林のほうで行っておりますけれど

も、昨年と比較して昨年は 3,300 万以上あった収入が今年の計上では 1,900 万となっておりますけれども、場所とその要因についてお伺いをしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 住民生活課主幹。

○住民生活課主幹（伊藤 同君） なかなか褒められることがない中で税収のアップについて褒められまして、本当にありがとうございます。

ご質問ですけれども、法人税の増額の要因ですけれども、町内の合板製造メーカー及び冷凍食品メーカーが、22 年度調子がいいといいますか好調で法人税割の納付が多ございました。この状況をまだ続いているという方向で聞いておりますので、この分を今年度はプラスにしているということが法人税の増額の要因でございます。

次に、固定資産税の過疎減免ですが、これは丸玉産業と単板協同組合、この二つのところが過疎減免が 22 年度で終了するというところで、ここの部分の過疎減免の部分が増額になってきているということ。それにあわせて、この二社の償却資産が今回プラスになってきているということで、償却資産の部分がアップになってきているというのが今回の予算の増額の要因でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 20 ページの町営住宅、まちなか団地の使用料について積算されているかというご質問だと思います。

山内議員に家賃の話をするのはちょっと釈迦に説法かと思うのですが、家賃の積算につきましては、今は非常に細かくなっております。それで、例えば一番大きな理由といいますか違いの理由というのは収入による応益応能といいますか、応能の部分がかなり大きくありまして、収入によって家賃の金額が大きく違うという状況になります。また、新しく家賃を決める折には、例えばその住宅の状況、それから周辺の家賃の状況とかも比べなければいけないということで、新しい住宅の最初の家賃を決めるというのは非常に難しいといいますか、たくさんの計算が必要な作業になってまいります。このために予算時期はちょうど 11 月から始まりますが、今回の家賃の試算で最終的に終わったのが 2 月というふうになっております。その時点で、基本的な

家賃の金額、例えば1LDKでA棟であれば1万8,800円、これがちょっと小さなB棟であれば1万8,500円、高いほうでいけば、A棟で高いほうで3LDKでいえば4万ちょっと、あるいはB棟でいくと4万ちょっと切れるぐらいの金額というふうに算定をされたのですが、じゃあこの算定で家賃が決められるかということ、今度はそうではなくて先ほどいいましたとおり入居者がどのランク、収入がどのランクによってどれだけの家賃になるかというのが決まりますので、実際に家賃を算定するというふうになりますと入居者の方が決まっていなければ現実に家賃の算定はできないというような状況になります。このためまちなか団地につきましては、この予算を立てた時点ではどういう所得の方がどの住宅に入るのかというは全く決まっていなかった状態ですので、大変申し訳ないと思いますが家賃の算定の中には入れておりません。今後住宅入居者が決まり家賃の積算ができるようになった時点で、補正なり何なりで対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） 素材売り払いの関係でございます。昨年度当初予算3,300万ということで、本年度1,900万の予算ということになっております。その年その年で、先ほども申しましたとおり施業計画に基づいて伐採をしておりますけれども、今年度につきましてはまず立木についてですけれども、これは木樋の町有林でございます。樹種についてはカラマツということで一応予定といたしましては、材積は1,859.695立方という計画をしております。雑木につきましては132.178立方という計画でございます。あと、素材の間伐についてですけれども、これにつきましては、箇所がかなり分かれています。恩根、共和、木樋、主にそういったところの町有林の間伐ということで、カラマツについて445.851立方、トドマツ985.084立方、そのほかエゾマツ、トウヒ、ストロブ等ありますけれども、全体で2,835.019立方の予定をしております。昨年の当初予算については、活汲の分収林の部分も一部入っております。今年はいっておりません。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

一般会計予算の歳入の質疑を中断します。

以上のとおり、一般会計予算の各区分ごとに質疑を行いました。一般会計予算の全体をとおして質疑漏れがありましたら質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

まちなか団地 22年から23年にかけての既に契約済みの部分があるかと思いますが、これはわかりませんが、この大震災で物価が上がる、それから燃料等も既にながってありますけども、23年度の契約分について契約上どうなっているかわかりませんが、どこらあたりの物価の変動があったら契約済みのことについて双方で変更できるのかどうか、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） この震災の影響がどの程度あるかというのは非常に予測が難しい状況でありますけれども、現在I工区の部分6戸につきましては、既に契約が終わっております。6,263万4,000円ということで22年9月に契約を締結してございまして、今設計作業を進められているところであります。さらに23年度分については、業者も決まりまして今設計の作業を行っているところでございます。予算上は1億3,390万3,000円ということで計上させていただきまして、2か年の継続費の設定を行いまして、それぞれ執行にあたるわけでございます。それで、既に契約を協定契約締結してございまして6,200万の関係でございます。これも業者のほうにお聞きしますと、早目に資材のほうは用意をしているということでございますけれども、既に資材が上がりかけている。さらにもものによっては、納入に二月以上かかるとか、新聞を見ますとユニットバスが届かないとか、いろいろな状況が想定されます。当然、工事費の値上がりというものもございまして、これについてはどの程度の上がり方によって双方協議していくのかという部分、これから検討していかなければなりませんけれども、協定の条項の中に特別な要因により事業の期間内に仕様な工事材料の日本国内における著しい変動を生じ買取価格金額が不相当となったときは買取金額の変更を請求することができる。これは一般の請負契約と同じ条文になってございまして、さらに予期することのできない特別な事情により事業の期間内に日本国内において経

済情勢の激変を生じ買取金額が著しく不適當となったときは、買取金額の変更を請求することができるという条文がございまして、過去には資材等の値上がりのときにそういう検討もされておりましたので、それに倣ってそういう事態が生じていけばその検討をしていかなければならないというふうに考えてございます。ただ、これから設計をしますⅡ工区については、設計の段階で将来の値上げも見込むわけにはいきませんので、現時点の単価を使いながらも9月頃に議会のほうに協定の契約の締結を設計ができ上がればお願いするわけですけれども、さらに今の状況等多分いろんな単価等が変わってくるというふうに思いますので、そこら辺も含めて今後相手方との話し合いといたしますか、それをさせていただきたいというふうに考えておりますので、また予算の措置が出ましたら協議を申し上げたいというふうにお願ひするところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で一般会計予算の質疑を終結します。

◎議案第24号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第5、議案第24号 平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は、409ページから453ページまでです。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第25号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第6、議案第25号 平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は、454ページから468ページまでです。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 以上で後期高齢者医療事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 26 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第 7、議案第 26 号 平成 23 年度津別町介護保険事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は、469 ページから 509 ページまでです。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 以上で介護保険事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第 8、議案第 27 号 平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は、510 ページから 547 ページまでです。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 予算の冒頭に書いてあります条文の 548 ページ下水道の条文がございますが…。

(「介護サービスまで」など何事か言う声あり)

○8 番（山内 彬君） 失礼しました。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 以上で介護サービス事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第9、議案第28号 平成23年度津別町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は、548ページから586ページまでです。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 大変失礼しました。

下水道548ページの条文の関係でございますが、第3条の一時借入金の条文でございますが、この限度額2,220万というふうに条文で定めておりますけれども、通常は20万単位まで限度額を示すのはあまり見たことがないのですけれども、この条文の2,220万の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま山内議員の質問にありました548ページ、第3条の2,220万について説明申し上げます。

この条文につきましては、一時借入金の条文でありまして、収入に何かあって収入が見込めないときに支出分を補うために一時的にお金を借りてという条文になっております。その最高額が2,220万ということになっているのですが、実はこの積算でございます。これにつきましては補助事業費、これは下水道整備費の管渠等施設整備事業（補助）というのがありますが、その中にあります工事請負費の分です。その分の補助分で約1,960万がありますが、その分に対しまして補助金が概算で約490万ぐらいくるだろうというふうに見込めます。その次に、もう一つ下水道債なのですが750万これを足しまして、ですから計算的に見ますと1,960万から490万を差し引き750万円を足したという金額で2,220万というふうに積算をいたしております。通常山内議員おっしゃるとおりに、これは20万まで出すというのは本当に例がないかと思えます。本来ですと2,200万ですとか、あるいは3,000万ですとか、2,500万というふうな形になるかと思えますが、今回はこういうふうな積算で出しましたのでご了承をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で下水道事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第 10、議案第 29 号 平成 23 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は、587 ページから 610 ページまでです。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で簡易水道事業特別会計予算についての質疑を終結します。

◎議案第 30 号

○議長（鹿中順一君） 次に、日程第 11、議案第 30 号 平成 23 年度津別町上水道事業会計予算について、歳入歳出一括質疑を許します。

ページ数は、611 ページから 644 ページまでです。

6 番、白馬康進君。

○6 番（白馬康進君） 上水道関係の項目については、特に議案の中ではないのですけれど、関連としてちょっと聞いておきたいのですけれども、今うち上里のところに導水管で引っ張ってますけど、あれが恐らく耐用年数がきて石綿管の新たに管の取り替えということで前から課題になってはいますけれども、恐らく年数がきてその時期に入っているのだと思うのですけれども、これ恐らく 10 キロぐらいになりますから、相当な金額もかかると思いますけれど、それはどのような計画を立ててやっているのかちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 上里の浄水場までの水源管の石綿管の関係でございます。58年に完成しましたので、もう既に耐用年数25年を経過している状況でございます。約 8,866 メーターの石綿管の導水管が入っているわけでございます。補助でやった場合ということで想定しますと、今上水でやると 4 分の 1 の補助でございます。簡水については 3 分の 1 ということで、昨年上水と簡水を統合するという計画を策定しました。あくまでも 1 町村 1 会計ということで、厚生労働省もそういう方針でありますの

で、それに向けての計画を策定したところでございますけれども、実はこの統合計画もあくまでも上水に統合するのではなく、簡水に統合したいという思いで統合計画を策定したところでありまして、簡水になれば補助が上がって、なおかつ過疎債を借り入れできるということで今統合計画をつくったところでございますけれども、それじゃあいつ統合するかというのが簡水の給水人口が 5,000 人でございます。今の人口の簡水と上水の合わせた給水人口が 5,000 人を下回る頃に簡水としての移行、統合しようという計画を今持っております。人口問題研究所の推計でいきますと 25、26 年あたりが 5,000 人を切るのではないかとこの私どもも予想しておりますし、さらに企業会計の財政状況も見なければいけません。今償還元金で 4,800 万ほど償還しておりますので、26 年頃は 4,800 万の元金が 1,100 万に元金償還に落ちてまいりますので、償還元金が少なくなるといえばそこら辺で資金的にも多少余裕が出てきますので、そこら辺をめどに石綿管の更新を、先ほどいいました簡水統合とあわせて計画していきたいというふうに考えておりますし、できるだけ早い時期に計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えてございます。概算でどれぐらいかかるということで一度計算してございますけれども、今の金額で 6 億 8,000 万ほどになりますし、工材が上がりますと 8,000 メーターですので 8 億近くなる計算をしたときもでございます。非常に鉄の値段によって資材が上がったり下がったりしますので、そこら辺が非常に積算するときの難しさがあるかなというふうに考えておりますので、25、26 年あたりに一定の計画をもって実施計画を定めていくような方向になるというふうに現在では考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で、上水道事業会計予算についての質疑を終結します。

これより、平成 23 年度各会計予算について討論を行います。

討論は、議案第 23 号 平成 23 年度津別町一般会計予算についてから議案第 30 号 平成 23 年度津別町上水道事業会計予算についてまでの 8 件について一括討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番、乃村吉春君。

○1 番（乃村吉春君） 議長のお許しをいただきましたので平成 23 年度一般会計予算ほか 7 特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本定例会に上程されました 23 年度予算一般会計 49 億 4,900 万円（前年度比 6.1%増）国民健康保険事業特別会計 9 億 1,980 万円（前年度比 0.8%減）、後期高齢者医療事業特別会計 7,570 万円（前年度比 6.3%減）、介護保険事業特別会計 4 億 4,690 万円（前年度比 2%増）、介護サービス事業特別会計 2 億 7,600 万円（前年度比 0.8%増）、下水道事業特別会計 3 億 8,970 万円（前年度比 1.4%増）、簡易下水道事業特別会計 5,090 万円（前年度比 24.4%増）、上水道事業会計 2 億 480 万円（前年度比 4.7%減）、合計 73 億 1,280 万円（前年度比 4.1%増）であります。

町長は、町政方針の中で、本町の基幹産業である農業は、昨年の天候不順で主要作物である小麦、馬鈴しょ、てん菜、玉ネギともに大幅な減収となりましたが、畑作共済金の補填と玉ネギの高騰で全体では平年に近い収入が確保されました。

林業、林産業については、個人住宅の建設が上向きとなり、やや明るさを取り戻してきていますが、レジャーや外食産業に移譲する経木の生産はリーマンショック前に比べ約 3 割の減産で依然厳しい状況が続いています。

建設土木は、国の景気浮揚策により建築工事を中心とする公共事業の受注増により、町内に活気をもたらしていますとします。

また、まちづくりの基本となるのは、多くの町民が長い時間をかけてつくり上げた第 5 次総合計画であり、連動する中期財政計画をもとに一つ一つ着実に事業を実施してまいります。また、公約の推進では、中心市街地の活性化、廃屋対策、ご当地グルメの開発、観光事業の充実があります。定住対策では、特賃の建設、町営住宅Ⅱ工区、持ち家制度の継続、人づくり事業の推進では新たに団体の育成、次年度に向けてはアウトソーシング、こども園と子ども支援センター等があります。

歳入で懸念されるのは、今回東日本大震災で交付税、国庫支出金等に変化があるかもしれませんので、歳入確保には特に留意する必要があると思います。予算審議の中では、各議員から厳しい意見、質疑、要望を真摯に受け止め事業遂行にあたっていた

だきたいと思います。「まちが舞台、町民は主役」は地方自治の理想だと思っています。長年行政主導に慣れた町民はわかっている、なかなか進めないこともあると思います。町民の意識改革も必要であり、そのためのいろんな施策を講じることも大事だと思います。

以上申し上げ、一般会計ほか7特別会計、総額73億1,280万円の予算に賛成の討論といたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これで討論を終わります。

これより、平成23年度各会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。

まず、議案第23号 平成23年度津別町一般会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号 平成 23 年度津別町介護保険事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号 平成 23 年度津別町介護サービス事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号 平成 23 年度津別町下水道事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号 平成 23 年度津別町簡易水道事業特別会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号 平成 23 年度津別町上水道事業会計予算について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 23 号 平成 23 年度津別町一般会計予算についてから議案第 30 号 平成 23 年度津別町上水道事業会計予算についてまでの各会計予算は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 31 号 財産の取得について（町営住宅）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 31 号 財産の取得（町営住宅）につきまして説明申し上げます。

改正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり平成 22 年 9 月の臨時議会において、議案第 65 号で議決いただきました津別町営住宅まちなか団地 I 工区買取事業に関する協定に基づき平成 22 年度完成分の町営住宅を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、内容について説明させていただきます。まず、取得する財産は町営住宅であります。財産の内容としましては、議案の裏面のほうをごらんになっていただきたいと思えます。取得する財産の所在です。津別町字旭町 11 番地 1 となります。続きまして、取得する財産の種類及び数量です。種類としましては町営住宅、内訳につきましては、1LDK、2LDK、3LDKとなっております。延べ床面積です、A棟、B棟二つありまして、それぞれA棟では全体の面積として499.77平米、B棟では360.40平方メートル、取得戸数はA棟が7戸、B棟が5戸というふうになります。内訳につきましては、先ほど申しました住居タイプ別に申しますと1LDKでは、A棟で188.91平方メートルです。B棟では124.99、戸数ではA棟が3戸、B棟が2戸となります。

2LDKは、A棟が 223.51 平方メートル、B棟は 148.38 平方メートル、戸数はA棟が 3戸、B棟が 2戸、3LDKは、A棟、B棟各 1戸ずつで延べ床面積はA棟が 87.35 平方メートル、B棟が 87.03 平方メートルとなります。取得する財産の構造につきましては木造平屋建てとなります。

議案の前のほうに戻っていただきまして、契約の方法につきましては、随意契約となります。買い取り金額は、1億 3,712 万 6,450 円です。うち消費税及び地方消費税額は 650 万 288 円であります。取得の相手先としましては、代表企業、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社 代表取締役 蓮井和一となっております。

以上説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎推薦第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

町長より農業委員会委員の推薦について通知を受けています。農業委員会委員は、本年 4 月 14 日をもって任期が満了となるため推薦依頼があったものであります。このことについて、先の議会運営委員会において、推薦について協議を申し上げておりま

したところ、次の方が適任として推薦がありましたので私のほうから指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の後任の農業委員会委員1人について、議長において指名推薦することに決定しました。

私のほうから指名いたします。佐野多希子さんを農業委員会委員として推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、佐野多希子さんを農業委員会委員として推薦することに決定しました。

◎発議第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、発議第1号 閉会中の継続調査(審査)について各常任委員会を議題とします。

各常任委員会委員長より所管事務のうち津別町議会会議規則第75条の規程によってお手元に配りました申出書のとおり、特定事件の調査事項について閉会中の継続調査(審査)の申し出がありました。

お諮りします。各常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査(審査)とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査(審査)とすることに決定しました。

◎発議第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、発議第2号 閉会中の継続調査(審査)について議会運営委員会を議題とします。

議会運営委員会委員長より特定事件について、津別町議会会議規則第 75 条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査（審査）の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

◎発議第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、発議第 3 号 懸案事項促進のための議員の派遣についてを議題とします。

平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの懸案事項促進のための「派遣用務の選択、派遣議員の人員、人選、派遣期間及び用務地等」をその都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員の派遣については、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までは必要に応じ、「派遣用務の選択、派遣議員の人員、人選、派遣期間及び用務地等」をその都度議長において検討を行い、派遣することに決定しました。

◎意見書案第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、意見書案第 1 号 平成 23 年度畜産物価格決定等に関する意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君）　〔登壇〕　ただいま上程になりました意見書案第1号　平成23年度畜産物価格決定等に関する意見書について、提案者として提案理由の説明をさせていただきます。文章を読んで提案にかえさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

北海道の酪農畜産は、厳しい気象・地理的条件の下で専業経営を主体に展開し、安全・安心な牛乳乳製品及び食肉の安定供給に加え、国土・環境保全など多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています。また、乳業など関連企業とともに、地域の経済・社会・雇用等を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、酪農・畜産の経営環境は、配合飼料価格など生産資材価格高騰と高止まりによる生産コスト上昇の影響が残る中、景気悪化による消費の減少や生産者手取りの価格の低下などから、厳しい状況が続いております。加えて、平成22年度は猛暑による生乳生産基盤へのダメージ等によって、より一層厳しい局面を迎え、将来にわたる畜産物の安定供給体制が危惧される状況にあります。

また、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉への参加問題や日豪EPA交渉の加速化など、わが国の酪農・畜産の市場開放をめぐる危機的な状況にさらされております。

一方国は、「食料・農業・農村基本計画」において、10年後の食料自給率を50%へ向上させる目標を掲げ、畜産物については現状と同程度の生産目標数量を設定し、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

したがって、わが国の食料自給を支える北海道の酪農畜産が、食料自給率向上に寄与しながら、持続的に発展するためには、農業者が抱えている国際化対応などへの将来不安を払拭することが重要であります。その上で、所得補償政策と経営安定政策の確立、自給飼料生産の強化や家畜改良の推進等による生産基盤の強化、海外悪性伝染病などの発生に備えた防疫対策等を積極的に推進することが不可欠であります。

については、国民の基礎的食料の安定供給及び地域の経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展と、担い手の所得向上及び経営安定に向け、総合的な酪農・畜産政策を推進されますよう、下記の事項をそえて強く要望しますということで、〔平成23年

度の畜産物価格等について]ということで4項目、来年度になりますけれども、[平成24年度の酪農・畜産政策について]12項目の要望をしようとするものであります。

これら、意見書を衆参議長、また内閣総理大臣、関係大臣に提出をしようとするものでございます。趣旨をご理解の上何とぞご賛同いただきますようお願いを申し上げます。まして提案理由にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第2号について提出者として朗読をもって提案にかえさせていただきます。

地域医療存続のための医師確保に関する意見書。

医師不足の現状は、抜本的解決がされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。

平成16年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足からくる過酷な勤務状況

であるとともに出張医勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められている。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療をはじめとする地域医療体制の整備に当り、何よりもまず安定した医師の確保が必要である。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求める。

記、医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において医師の技術修得はもとより「医は仁術」という医療の基本を修得することを期し、医師不足地域での数年間の勤務義務など医師派遣体制を構築する法的措置を講ずること。

以上でございます。趣旨にご理解の上ご賛同をお願いいたします。

提出先は衆参議長を含め関係3大臣です。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第19、意見書案第3号 「子ども・子育て新システム」に関する意見書についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] 「子ども・子育て新システム」に関する意見書。読んで説明にかえさせていただきたいと思っております。

かつてない少子高齢化社会を迎えている中、子ども・子育て施策の拡充は国、地方自治体ともに喫緊の課題の一つである。

しかし、これまで政府において検討されてきた「子ども・子育てシステム」の制度設計の一部において、利用者補助方式、応益負担、利用者と事業者の公的保育契約制度の導入、既成緩和による多様な事業者の参入促進などが盛り込まれていることから自治体の関与が希薄になり、すべての子どもに質の高い保育や教育を保障するという理念の実現が困難になることも懸念される。

子どもの貧困や虐待問題など、子育ての困難さが広まっている現実において、将来を担うこととなるすべての子どもの健やかな育ちを保障するために国と自治体の公的責任が不可欠であり、「子ども・子育て新システム」においてもそれが堅持されるべきである。

よって下記の事項を強く要望する。4つ記載されています。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を前ページの衆参議長、関係大臣に要望したいと思えます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3 時 16 分

再開 午後 3 時 18 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告の申し出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 21、報告第 6 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 22 年度 1 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 18 分

再開 午後 3 時 29 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎閉会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成 23 年第 3 回津別町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3 時 30 分）